

平成22年7月2日
山口県報号外別冊

包括外部監査の結果に基づく措置の通知に係る事項

山口県監査委員

平成20年度包括外部監査の結果に基づき措置した内容等について

第1 包括外部監査の特定事件

情報システムに係る財務事務の執行及び事業の管理について

第2 包括外部監査の結果に基づく措置

次のとおり

監 査 結 果	措 置 の 内 容	措置状況
<p>1 総括意見</p> <p>(1) 情報システム全体の統括組織 情報システム全体の調整組織としての活動実態が明確にされていない。 新技術や他県の動向等の情報収集及び整理を組織として管理し、また、当該情報をどの程度、情報システムの企画及び総合調整に活用しているか記録に残す必要がある。【意見】</p> <p>(2) 情報システム全体の最適化と人材の確保</p> <p>ア 職員数見直しの必要性 各所管の責任者やITアドバイザーとの役割分担を明確にし、情報システムの企画及び総合調整に係る業務内容及び時間を具体化し、組織的な必要人数を見直す必要がある。 【意見】</p> <p>イ 人材育成の基本方針の明確化</p> <p>(ア) 必要とすべき専門能力・知識や役割を明確にし、課としての人材育成の基本方針を定め、計画的な分掌事務の交替やIT研修参加を行う必要がある。【意見】</p> <p>(イ) 職員の育成が困難であると考えられる場合には、情報通信技術に卓越した職員の採用等を検討するなど人材確保の方針を明確にする必要がある。【意見】</p> <p>ウ 人事異動サイクル IT専門家を育成するため、情報企画課において特別な人事ルールを適用できないか、人事担当部局と協議する必要がある。【意見】</p> <p>(3) 情報システム全体の最適化に係る組織的承認</p> <p>ア 情報企画課が情報システム全体の統括組織として、効率的なシステム構築、有効性及びセキュリティ管理</p>	<p>(主務課 地域振興部情報企画課) 新技術の情報収集や他県の動向等の把握を一層行い、情報システムの企画や総合調整に活用するとともに、その記録を残すこととした。また、必要に応じて、グループウェアのインフォメーション等に掲示して職員に情報提供するとともに、各所属からの相談対応等にも活用していくこととした。</p> <p>(主務課 地域振興部情報企画課) 今後、関係課と協議しながら、IT統制のあり方、情報企画課が果たすべき役割、組織体制等の検討を行い、その中で組織的な必要人数の見直しを検討していく。</p> <p>今後、関係課と協議しながら、人材育成の基本方針について検討していく。</p> <p>今後、関係課と協議しながら、人材確保の方針について検討していく。</p> <p>今後、人材育成の基本方針を明確にした上で、関係課と協議しながら人事異動サイクルを検討していく。</p> <p>(主務課 地域振興部情報企画課) 今後、中・長期的な情報化推進方針を策定する予定であり、その中で統括組織としての情報企画課のあり方や方向性に</p>	<p>措置済み</p> <p>改善途中</p> <p>改善途中</p> <p>改善途中</p> <p>改善途中</p> <p>改善途中</p>

<p>を行うためには、各所管課の利害調整及び現行業務の抜本的見直し、さらには組織変更等が必要と考えられる。【意見】</p>	<p>について検討していく。</p>	
<p>イ 情報企画課の職員数の増員やスキル・知識を充実させるだけでは足りず、強力な組織権限が必要である。【意見】</p>	<p>同上</p>	<p>改善途中</p>
<p>ウ 今後進めようとする各種の情報システム化や現在各所管課が運用している既存の情報システム等との調整を図り、中・長期的な県全体の情報化推進方針を明確にする必要がある。【意見】</p>	<p>同上</p>	<p>改善途中</p>
<p>エ 情報化推進方針の策定に際して、情報企画課、関係所管課、ITアドバイザー、情報に関する有識者等で構成する情報システム最適化委員会（仮称）を設置し、最終調整及び承認を行う仕組みを整備する等の検討が必要と考える。【意見】</p>	<p>中・長期的な情報化推進方針の策定に当たっては、外部の有識者も入れた会議の設置を検討する。</p>	<p>改善途中</p>
<p>2 契約事務の法規性及び経済性</p>		
<p>(1) 共通的事項</p>		
<p>ア 総合評価方式</p>		
<p>価格面を犠牲にして、また、内部事務の負担を多くしてシステム構築の品質確保を優先するからには、業者選定の恣意性を排除する必要がある。そのためには、通常の競争入札との比較において、総合評価方式の導入理由を明確にし、評価項目及び配点の結果だけでなくその理由も明らかにするとともに、総合評価方式の導入理由が实际的・具体的に効果として出ているかどうかを検証し、その結果を落札者設定基準の見直しに反映させる必要がある。【意見】</p>	<p>平成22年3月に「情報システム調達ガイドライン」を策定するとともに、「総合評価競争入札実施要領」及び運用規定を定め、総合評価方式の導入基準等について規定したところであり、今後は、これらの規定に従い適切に運用していく。</p>	<p>措置済み</p>
<p>イ プロポーザル方式</p>		
<p>(ア) 審査委員会の構成員に第三者を含め、契約者設定基準の選定・配点理由及びプロポーザル方式の導入理由を明確にして、公表するため、県としての取扱要領及び運用規定等を作成する必要がある。【意見】</p>	<p>平成22年3月に「情報システム調達ガイドライン」を策定するとともに、「プロポーザル方式による業務委託契約の実施要領」及び運用規定を策定し、プロポーザル方式の導入基準等について規定したところであり、今後は、これらの規定に従い適切に運用していく。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(イ) プロポーザル方式の導入理由が实际的・具体的に効果として出ているかどうか検証し、その結果を契約者設定基準の見直しに反映さ</p>	<p>平成22年3月に「情報システム調達ガイドライン」を策定し、導入効果の検証等、プロポーザル方式の運用にあたって留意すべき事項を規定したところであ</p>	<p>措置済み</p>

<p>せる必要がある。【意見】</p>	<p>り、今後は、当該規定に従い適切に運用していく。</p>	
<p>ウ 競争入札方式と随意契約方式 (ア) 予定価格積算の妥当性と低落札率の原因分析 低入札については、平成20年度からは「山口県低入札価格調査実施要領（業務委託・印刷等）」により調査基準価格の設定をして、それを下回るものは調査の対象とすることとしているが、低落札率の原因分析を予定価格と入札価格の両面から詳細に行い、分析結果を文書として保存する必要がある。 【意見】</p>	<p>(主務課 会計管理局会計課) 低入札価格調査制度の活用等により低入札があった場合には、入札価格の詳細な積算根拠の提出を求め、これに基づき、低入札の原因分析を行い、文書として保存することとしている。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(イ) 業務委託の一括契約化 分割発注によるメリットが不明であり、契約可能業者が1社のみの類似業務については、当該業者に一括して発注することにより契約事務が効率化され、また、少なくとも間接費用の削減が可能となることから、契約のあり方を検討する必要がある。【指摘】</p>	<p>平成22年3月に「情報システム調達ガイドライン」を策定し、類似業務の一括発注に努めるよう規定したところであり、今後は、当該規定に従い適切に運用していく。</p>	<p>措置済み</p>
<p>エ 情報機器の調達に関する経済的合理性の確保</p>	<p>(主務課 地域振興部情報企画課)</p>	
<p>(ア) リース契約における合理性の確保 リース契約を採用する場合でも、リース契約の合理性を確保する必要がある。【意見】</p>	<p>平成22年3月に「情報システム調達ガイドライン」を策定し、合理性の検証等、リース契約の留意事項について規定したところであり、今後は、当該規定に従い適切に運用していく。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(イ) リース料算定の透明性 リース契約を行う場合には、リース物件の価格を十分調査して記録に残し、リース料の算定を明確にしておく必要がある。【意見】</p>	<p>平成22年3月に「情報システム調達ガイドライン」を策定し、リース料の算定根拠の明確化等、リース契約の留意事項について規定したところであり、今後は、当該規定に従い適切に運用していく。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(ウ) リース料率の適正性 予定価格を算定する際のリース料率については、公表されている物価資料等だけを参考にするのではなく、予定価格の多寡により県としてランク付けすることを検討する必要がある。【意見】</p>	<p>検討した結果、リース料率は契約時の経済環境や受託者の規模等、その時々の変動幅が大きいいため一律の基準策定が困難であると判断した。公共団体以外の民間企業等との契約においても、予定価格の多寡によらずリース料率を決定するのが通例である。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(2) 個別的事項 ア 税務電算システム (ア) 契約書、仕様書の記載項目</p>	<p>(主務課 総務部税務課)</p>	

<p>委託業務の履行確認を確実にを行うため、運用状況の結果報告の頻度及び時期を契約書又は仕様書に明記する必要がある。【指摘】</p>	<p>平成21年度から、運用状況の結果報告の回数及び時期を仕様書に明記した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(イ) 予定価格の適切性 予定価格を適切に算定し契約金額の妥当性を保証するため、積算単価及び工数の根拠を明確にする必要がある。【指摘】</p>	<p>平成21年度から、積算単価は市場価格を参考に設定するとともに、工数についても作業時間及び人役計算により根拠を明確にした。 (主務課 総務部税務課)</p>	<p>措置済み</p>
<p>イ 新税務電算システム（税務電算システム再構築）</p>		
<p>(ア) 契約方法の妥当性 基本計画作成及び基本設計段階で総合評価方式を採用するのであれば、その後の詳細設計、開発及び運用管理業務も含めて競争入札の対象として長期契約を締結する必要がある。【指摘】</p>	<p>大規模な電算システム開発では、基本設計を行わないと全体の経費を正確に算出することができないこと、また、基本設計については性能の点から技術面を重視して評価する必要があることから、基本設計のみを先行して総合評価方式で入札したものである。 なお、基本設計により他社でも応札可能な仕様にしたため、その後の詳細設計、開発及び運用管理業務は一般競争入札で対応が可能となり、開発業務の大幅なコストダウンに繋がっている。 (主務課 総務部税務課)</p>	<p>措置済み</p>
<p>ウ 地方税電子申告審査システム</p>		
<p>(ア) 競争性の確保 システム機器・ソフトウェアのリース契約先が開発業者に限定されるのであれば、競争性を確保するため、当該リース契約と当初の導入業務を一括して一般競争入札を行う必要がある。【指摘】</p>	<p>今後導入するシステムに関しては、ベンダーロックがかからないようにする。 なお、新税務システムは、システム機器・ソフトウェアについても複数社で応札可能な仕様にし競争性を確保したため落札額が大幅に下がった。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(イ) 予定価格の適切性 契約金額の妥当性を保証するため、リース料率の算定根拠を明確にする必要がある。【指摘】</p>	<p>今後導入するシステムについては、最新の物価資料等を参考に算出するなど、算定根拠を明確にすることとした。 (主務課 総務部税務課)</p>	<p>措置済み</p>
<p>エ 自動車税電算システムその他</p>		
<p>(ア) 契約書、仕様書の記載項目 契約の履行を確実にを行うため、運用業務にかかる報告の頻度及び時期等を契約書又は仕様書に明記する必要がある。【指摘】</p>	<p>平成21年度の契約から運用状況の結果報告の回数及び時期を仕様書に明記した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(イ) 予定価格の適切性 契約金額の妥当性を保証するため、予定価格の算定根拠を明確にする必要がある。【指摘】</p>	<p>平成21年度契約から最新の物価資料等を参考にし、適切なリース料率を設定した。 (主務課 総務部防災危機管理課)</p>	<p>措置済み</p>
<p>オ 山口県総合防災情報ネットワークシステム</p>		
<p>(ア) 公募型プロポーザル方式の妥当性</p>		

<p>契約の競争性・経済性を犠牲にし、システム構築の品質確保を重視するのであれば、技術要素90%の評価割合の根拠及び技術要素の主観的評価項目の点数割合の根拠を明確にし、業者選定の経緯を明らかにする必要がある。【意見】</p>	<p>今後、プロポーザル方式で契約を行う際には、平成22年3月に策定された「情報システム調達ガイドライン」、「プロポーザル方式による業務委託契約の実施要領」及び運用規定に基づき、評価割合や点数割合の根拠を明確にするなど、指摘を踏まえた対応を行う。</p>	措置済み
<p>カ 住民基本台帳ネットワークシステム・山口県ネットワーク</p>	<p>(主務課 地域振興部市町課)</p>	
<p>(ア) 予定価格の適切性 予定価格を適切に算定し契約金額の妥当性を保証するため、積算単価及び工数の根拠を明確にする必要がある。【指摘】</p>	<p>サーバー更改に伴う施工管理業務については、指摘を踏まえ、次回更改契約時から改善する。なお、運用保守業務については、平成21年度から業務実施内容毎に単価・作業所要時間等を設定することにより積算単価及び工数の根拠を明確にし、予定価格を適切に算定するよう措置した。</p>	措置済み
<p>(イ) リース契約範囲の妥当性 情報機器のリース契約及び設置工事業務の委託契約の経済合理性を確保するため、設置工事費用はリース契約には含めず、工事契約として別に締結することを検討する必要がある。【指摘】</p>	<p>次回リース契約時から、設置工事費用を工事契約として別に締結することを検討する。</p>	改善途中
<p>キ 県庁イントラシステム</p>	<p>(主務課 地域振興部情報企画課)</p>	
<p>(ア) 低落札率の原因分析 低落札率の原因分析を予定価格と入札価格の両面から詳細に行い、分析結果を文書として保存する必要がある。【指摘】</p>	<p>指摘を踏まえ、今後、低落札率となった場合は、予定価格と入札価格の両面から原因分析を行い、結果を文書保存することとした。</p>	措置済み
<p>(イ) 見積書の保存 参考見積もりであっても予定価格の積算における基礎資料であり、予定価格積算の妥当性を明確にするため、必ず保存する必要がある。【指摘】</p>	<p>指摘を踏まえ、今後、参考見積もりであっても保存するよう徹底した。</p>	措置済み
<p>(ウ) リース契約範囲の妥当性 情報機器のリース契約及び保守業務の委託契約の経済的合理性を確保するため、保守費用はリース契約には含めず、保守契約として別に締結する必要がある。【指摘】</p>	<p>重要性の高いシステムであり、リース期間中の継続的な動作保証が必須であること、開発業者以外では対応が困難であること、障害が発生した際の切り分けが難しいことなどから、保守付きリースとした方が効率的であるため、検討した結果、保守を含めた契約を継続することとした。</p>	措置済み
<p>ク 電子申請届出・総合文書管理システム</p>	<p>(主務課 地域振興部情報企画課)</p>	
<p>(ア) 予算額設定の適切性 契約ごとの予算額の見積もりを</p>	<p>指摘を踏まえ、予算額について個々の</p>	措置済み

<p>適切に行わないと、当該業務の契約に支障が出る可能性があるため、個々の契約ごとに算定して予算額を求める必要がある。【指摘】</p>	<p>契約ごとに適切に見積りを行うこと、予定価格設定時における予算残額とのチェックを厳密に行うことを改めて徹底した。</p>	
<p>(イ) 低落札率の原因分析 システム開発に係る開発工数は、求める品質に大きく影響を及ぼす恐れがあることから、低落札率の原因分析を予定価格と入札価格の両面から詳細に行い、分析結果を文書として保存する必要がある。【指摘】</p>	<p>指摘を踏まえ、今後、低落札率となった場合は、予定価格と入札価格の両面から原因分析を行い、結果を文書に保存することとした。</p>	措置済み
<p>(ウ) 契約方法の妥当性 a 契約の長期化 契約の競争性を確保するため、開発から運用保守までのライフサイクル・コストにより契約業者を選定する必要がある。【指摘】</p>	<p>平成21年10月から稼働した新システムの調達においては、債務負担行為を設定した複数年契約を行い、開発から運用保守までのライフサイクルコストを評価して業者選定を行った。</p>	措置済み
<p>b 契約の一括化 契約の競争性を確保するため、ソフトの購入費用とそのカスタマイズ費用を一括したライフサイクル・コストにより契約業者を選定する必要がある。【指摘】</p>	<p>平成21年10月から稼働した新システムの調達においては、ソフトの購入費用とカスタマイズ費用を一括した契約とし、ライフサイクルコストを評価して業者選定を行った。 (主務課 地域振興部情報企画課)</p>	措置済み
<p>ケ 汎用機システムその他 (ア) レンタル契約の合規性・経済性 高額機器レンタルに際しては、将来の使用計画、ハードの更新計画に基づいて、買い取り、リース、レンタルのいずれが有利かのコスト比較を行う必要がある。【指摘】</p>	<p>汎用機の導入に当たっては、調達時にコスト比較を行いレンタルしたものであるが、ダウンサイジングに伴い、汎用機は平成22年6月末に完全撤去することとしている。</p>	措置済み
<p>(イ) リース契約範囲の妥当性 情報機器のリース契約及び保守業務の委託契約の経済的合理性を確保するため、保守費用はリース契約には含めず、保守契約として別に締結することを検討する必要がある。【指摘】</p>	<p>重要性の高いシステムであり、リース期間中の継続的な動作保証が必須であること、開発業者以外では対応が困難であること、障害が発生した際の切り分けが難しいことなどから、保守付きリースとした方が効率的であるため、保守を含めた契約を継続した。なお、当該システムは平成21年9月末で廃止している。</p>	措置済み
<p>(ウ) 情報セキュリティ監査の予定価格の積算と契約金額 情報セキュリティ監査における予定価格の適正性を確保するため、監査の業務必要日数を詳細に算定し、人的単価の根拠を明確にする必要がある。【指摘】</p>	<p>情報セキュリティ監査では、業務の必要日数は委託業者の設備や技術的レベルにより大きく異なるため、従来、予定価格の設定においては標準的な日数、単価を使用していたが、指摘の趣旨を踏まえ、平成21年度から、予定価格の積算方法について、過去の実績や参考見積を重視し</p>	措置済み

<p>コ 生活保護事務処理支援システム (ア) 競争性の確保 求める内容を充足するソフトのカスタマイズ等によりシステムを導入する場合は、当該システムの保守業務は、一体的に行わなくてはならない場合が多いことから、効率的な契約方法について検討する必要がある。【指摘】</p>	<p>たものに改めた。 (主務課 健康福祉部厚政課) 指摘を踏まえ、今後、同様の契約を締結するに当たっては、一括での入札など効率的な契約締結を行う。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(イ) 低落札率の原因分析 予定価格の積算段階の業者見積もりに、なぜデータ移行等の費用抑制が反映されていなかったのか、その理由を明らかにする必要がある。【指摘】</p>	<p>データ移行費用など参考見積の内訳を個別に精査しなかったことが原因であり、今後、同様の事案が生じた場合は、内容を精査し文書に残すこととした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>サ 災害救急医療情報システム及び山口県医療情報ネットワークシステム (ア) 契約の分割 契約実態はハード機器及び端末機器についてはリース契約、運用保守については長期継続契約、回線については使用料契約となっているので、使用料の支払期間が満了する平成21年1月以降は、契約業務の競争性を高めるため、契約の分割を検討する必要がある。 【指摘】</p>	<p>(主務課 健康福祉部医務保険課) 災害救急医療情報システムについては、災害時での安定的稼働やバックアップ体制の整備、さらには情報セキュリティの確保等のため、ソフト、ハード、ネットワーク及び保守点検を一括して設計・運用する必要があり、個々の業務に分離することは不可能であることから、平成21年7月にこれまでと同様に一体的な契約を行い、平成21年8月から運用を開始した。 また、医療情報ネットワークシステムについては、平成20年度に見直しを行い、利用機関・地域が限定的であること、医療機関関係者の要望に応じたシステムの維持改修は技術的・経費的な問題も含めて困難であること、更には遠隔画像診断に民間企業が参入し実績を伸ばしていることなどを踏まえて、費用対効果も勘案し、災害救急医療情報システムを含むシステム全体で再構築を行うこととし、現行システムについては現契約を1年延長した後、平成21年12月末で廃止した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(イ) 競争性の確保 地元業者に変えている他県の例もあるとのことであり、契約業務の競争性を高めるため、競争入札を検討する必要がある。【意見】</p>	<p>災害救急医療情報システムについては、次の理由から平成21年7月に随意契約を行った。 ①当該システムの主たる利用者は救急医療機関及び消防機関であるが、システムの更新に当たり、現行システムの継続を求める意見が多かったこと ②現行システムは契約業者が開発したパ</p>	<p>措置済み</p>

	<p>パッケージシステムであり、同社以外では継続して利用することができないこと</p> <p>③国及び他の都道府県への導入実績から、その経験やノウハウを生かしたシステムの開発・運用が可能であること</p> <p>④システムの業務目的及び業務内容に変更はなく、機能の改善及び機器更新を行うことで、新規開発と比較して短期間で安価かつ信頼性のあるシステムの開発が可能であること</p> <p>また、医療情報ネットワークシステムについては、平成20年度に見直しを行い、利用機関・地域が限定的であること、医療機関関係者の要望に応じたシステムの維持改修は技術的・経費的な問題も含めて困難であること、更には遠隔画像診断に民間企業が参入し実績を伸ばしていることなどを踏まえ、費用対効果も勘案し、災害救急医療情報システムを含むシステム全体で再構築を行うこととし、現行システムについては現契約を1年延長した後、平成21年12月末で廃止した。</p>	
<p>(ウ) 契約金額の適切性</p> <p>他社では当該業務が実施できない等の理由で、当該業者以外から見積もりを取らない場合には、契約額の透明性を確保するため、金額折衝の経緯を明らかにし、その記録を保存する必要がある。</p> <p>【指摘】</p>	<p>災害救急医療情報システムについては、本県の仕様に応じた機能等のカスタマイズや端末機器が選定されているか精査するとともに、金額折衝等の経緯の記録を保存することとした。</p> <p>また、医療情報ネットワークシステムについては、平成20年度に見直しを行い、利用機関・地域が限定的であること、医療機関関係者の要望に応じたシステムの維持改修は技術的・経費的な問題も含めて困難であること、更には遠隔画像診断に民間企業が参入し実績を伸ばしていることなどを踏まえ、費用対効果も勘案し、災害救急医療情報システムを含むシステム全体で再構築を行うこととし、現行システムについては現契約を1年延長した後、平成21年12月末で廃止した。</p> <p>(主務課 土木建築部技術管理課)</p>	<p>措置済み</p>
<p>シ 土木事業管理システム及び土木積算システム</p> <p>(ア) 競争性の確保</p> <p>基本計画作成及び基本設計費用のみを対象にプロポーザル方式を実施するだけでなく、詳細設計、開発及び保守運用の費用も加味して、複数年の総開発費用で比較が可能な競争形態を検討する必要がある。【指摘】</p>	<p>指摘を踏まえ、今後、同様の業務委託が生じた際には、複数年の総開発費用での入札など様々な競争形態について検討することとした。</p>	<p>措置済み</p>

<p>ス 土木防災情報システム</p> <p>(7) 契約変更の妥当性</p> <p>安易な契約変更を認めると、予算額を過剰に見積もり、他の優先順の高い事業や緊急的対応業務に予算が回らない可能性があるため、予算額の設定は予定価格と大きく乖離しないように行う必要がある。</p>	<p>(主務課 土木建築部河川課)</p> <p>意見を踏まえ、今後、予算額の設定については他の事業との整合性を考慮することにより予定額と大きく乖離しないよう努めていく。</p>	<p>措置済み</p>
<p>【意見】</p> <p>(イ) 再委託の承認</p> <p>再委託業務の内容及び金額的割合等について、県によるチェックと承認が形式化すると、委託業者の選定に問題があっても発見されないため、再委託の理由、業務内容及び金額的な割合等を明らかにして承認する必要がある。【指摘】</p>	<p>実態に合った業者選定を行うとともに、再委託する場合は再委託の理由、業務内容及び金額的な割合等を明らかにするなどチェックを適正に行った上で承認することとした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(ウ) 競争性の確保</p> <p>開発コストだけを対象としたプロポーザル方式を実施するだけでなく、保守運用コストも加味した長期間のライフサイクル・コストを対象にする必要がある。</p>	<p>次回の開発時には、開発コストに保守運営コストも加味した長期間のライフサイクル・コストを対象に、プロポーザル方式を実施することとする。</p>	<p>措置済み</p>
<p>【指摘】</p> <p>(エ) プロポーザル方式における恣意性の排除</p> <p>プロポーザル方式による業者選定の透明性を確保し、恣意性が介入しているという疑問をもたれないようにするため、審査委員会において価格要素評価点の割合及び技術的要素項目の配点の審議・決定の過程を記録に残す必要がある。</p>	<p>意見を踏まえ、今後プロポーザル方式を採用する場合の検討課題とする。</p>	<p>改善途中</p>
<p>【意見】</p> <p>セ 財務会計システム</p>	<p>(主務課 会計管理局会計課)</p>	<p></p>
<p>(7) 低落札率の原因分析</p> <p>低落札率ということは結果的に予算設定が過大となり、その年度において本来必要なところに予算が使用されないという問題が生じるため、異常に低い低落札率の場合には、その理由を検証する必要がある。特に、同じ業者でありながら参考見積額と実際の入札価額に大きな差があるようなケースでは、必ず原因分析を行う必要がある。</p>	<p>低落率が低かった原因は、参考見積書を徴収した時点では詳細な仕様が固まっておらず概算の見積額であったことに加えて、応札者側の企業努力により入札金額が低く抑えられたことが考えられるが、今後、同様の事態が発生した場合は、必要に応じて、原因分析を行うこととする。</p>	<p>措置済み</p>
<p>【指摘】</p> <p>(イ) 長期間のライフサイクル・コストの比較</p> <p>総合評価方式を採用するのであ</p>	<p>(主務課 会計管理局会計課)</p> <p>今後は、基本設計費用だけではなく、</p>	<p>措置済み</p>

<p>れば、基本設計費用だけではなく、詳細設計費用・保守運用費用も加味した長期間のライフサイクル・コストと、業務品質とのバランスを考慮して業者を選定する必要がある。【指摘】</p>	<p>詳細設計費用・保守運用費用も加味した長期間のライフサイクル・コストと、業務品質とのバランスを考慮して業者を選定することとする。</p>	
<p>(ウ) システム設計書及び仕様書の標準化</p>	<p>(主務課 地域振興部情報企画課)</p>	
<p>開発業者でなくても保守業務が可能となるように、システム設計書及び仕様書の標準化を全庁的に検討する必要がある。【意見】</p>	<p>整備すべきドキュメントの種類、各ドキュメントに記載すべき事項については、平成22年3月に策定した「情報システム調達ガイドライン」で標準的なものを示したところである。ただし、開発効率の低下が懸念されることから、様式・記載内容の統一化は困難と判断した。</p>	措置済み
<p>(エ) 1社のみ参加の一般競争入札</p>	<p>(主務課 会計管理局会計課)</p>	
<p>競争入札における1社のみ参加のケースを極力避けるため、1社のみの入札原因を分析しておく必要がある。また、1社のみ参加であっても、経済性の不利益を最小限に抑えるため、事後的に複数社から見積書を取り寄せるなど経済性の分析を実施する必要がある。【意見】</p>	<p>競争入札において1社のみ入札があった場合、1社入札の原因を分析するとともに、入札価格の積算内訳書により、落札価格の検証を行うなど、経済性の分析を実施することとした。</p>	措置済み
<p>(オ) 単独随意契約における契約金額の適切性</p>	<p>(主務課 会計管理局会計課)</p>	
<p>単独随意契約における契約金額の適切性を確保するため、当初の見積額から改定後の見積額に至るまでの金額の交渉過程を残す必要がある。【指摘】</p>	<p>単独随意契約における契約金額の適切性を確保するため、当初の見積額から改定後の見積額に至るまでの金額を記録することとする。</p>	措置済み
<p>(カ) リース契約範囲の妥当性</p>	<p>(主務課 会計管理局会計課)</p>	
<p>情報機器のリース契約及び設置工事業務の委託契約の経済合理性を確保するため、設置工事費用はリース契約には含めず、工事契約又は保守契約として別に締結することを検討する必要がある。【指摘】</p>	<p>商慣習上、情報機器のリースの開始時期は、機器及びソフトウェアの納品・設置がなされ、機器が適正に作動することが確認された時点とされているが、設置工事の契約を別契約とすると、リースの開始時期を納品時とせざるを得なくなり、県にとって不経済な取扱いとなる。 なお、機器の設置をリース契約の一部とすることは適当との専門家の意見も得ており、設置費用を含めたリース費用を比較することで、業者間の競争原理を働かせ、経済合理性を確保することとしている。</p>	措置済み
<p>ソ 物品管理システム</p>	<p>(主務課 会計管理局物品管理課)</p>	
<p>(ア) 長期間のライフサイクル・コストの比較 プロポーザル方式を採用した場合</p>	<p>今後、新規のシステム開発がある場合</p>	措置済み

<p>合には、その後の契約方法の不整合により業務品質及び競争性のいずれも確保されない結果を避けるため、業務品質と比較したライフサイクル・コストの見込期間にわたる長期契約を締結することにより、業務品質及び競争性のバランスのとれた業者選定が可能になると考える。【指摘】</p>	<p>は、指摘を参考に適切に対応することとした。</p>	
<p>(イ) プロポーザル方式と再委託 プロポーザル方式の導入理由が实际的・具体的に効果として表れているかどうかを検証する必要がある。また、プロポーザル方式による業者指名は、契約の競争性を犠牲にして業務品質を重視して行うのであるから、親会社と一体となって遂行するような再委託は承認すべきではないと考える。</p>	<p>今後、新規のシステム開発がある場合は、指摘を参考に適切に対応することとした。</p>	措置済み
<p>【指摘】 (ウ) 予算額の妥当性 予算額と契約額が大幅に乖離した場合には、その原因分析を行い、次回の予算設定に反映させる必要がある。【指摘】</p>	<p>予算額と契約額に大幅な乖離が生じた原因分析を行った結果、競争性や企業努力によって差が生じたものと判断した。指摘を踏まえ、今後も適切な予算額の設定に努める。</p>	措置済み
<p>(エ) 運用開始時期の妥当性 システムの運用開始時期の延期については、県と受託者の双方に原因があると考えられることから、妥当な開発期間を協議した上で、変更契約を締結する必要がある。</p>	<p>指摘を踏まえ、今後同様の事例は、変更契約を締結することとした。</p>	措置済み
<p>【指摘】 (オ) 単独随意契約と再委託 単独随意契約を締結した場合には、原則として再委託を禁止する旨を契約書に記載する必要がある。単独随意契約により競争性を犠牲にしている以上、業者側にその利益に見合う制約を課す必要があると考える。【指摘】</p>	<p>平成20年度より、単独随意契約を締結した場合は「原則として再委託を禁止する」旨を契約書に記載している。指摘を踏まえ、今後も適正に実施していく。</p>	措置済み
<p>(カ) 入札結果の原因分析 指名した多くの業者が入札を辞退した場合は、その原因を究明し、同じような事態を起こさないようにする必要がある。また、納期の問題は、県側に起因するものなのか、又は業者側に起因するものなのか等を明らかにする必要がある。</p>	<p>多くの業者が入札を辞退した理由は県側の納期設定に起因していることから、今後は納期設定の適正化に努めていく。</p>	措置済み
<p>【指摘】</p>		

<p>タ スクールネットワーク21LAN保守、 県立学校コンピュータ教室用機器及 びネットワーク用端末機器</p>	<p>(主務課 教育庁教育政策課)</p>	<p>措置済み</p>
<p>(ア) 契約方法</p> <p>所管課においては、各学校に提示された見積金額が高いか安いかを判断することが可能な立場にあると考えられる。所管課で、各学校全ての保守業務委託の事務処理を一括処理するのは事務が煩雑になり現実的ではないが、指導的な立場から契約金額を各学校に情報提供を行うことで、当該保守契約に係る全体費用を引き下げることが可能であるとする。また、各学校においても、業者からの見積書だけでなく金額折衝の記録を残すことで、所管課の指導的な機能がさらに発揮されるものとする。</p>	<p>保守契約に係る契約内容及び金額等の実績については、その都度該当校へ情報提供をしているところであり、今後は、単独随意契約時における金額の折衝内容を記録として残すこととした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>【意見】</p> <p>(イ) 見積もり</p> <p>予算編成の段階と調達時期が異なり、積算の差はやむを得ないが、原因を分析しておく必要がある。</p>	<p>平成20年度実績における予算額と契約額との積算の差の分析を行い、分析結果による積算に基づき平成21年度予算要求を行った。</p>	<p>措置済み</p>
<p>【指摘】</p> <p>チ 小中学校事務ネットワークシステム</p>	<p>(主務課 教育庁義務教育課)</p>	<p>措置済み</p>
<p>(ア) 指名プロポーザル方式による随意契約の合理性</p> <p>プロポーザル方式を採用する場合には、業務品質と比較したライフサイクル・コストの見込期間にわたり長期契約を締結する必要がある。【指摘】</p>	<p>今後、新規のシステム開発がある場合は、業務品質と比較したライフサイクル・コストの見込期間を考慮した契約とすることとする。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(イ) 契約結果の原因分析</p> <p>指名した業者の多くが辞退した場合は、その原因を分析し、次回以降同様の結果とならないようにする必要がある。【指摘】</p>	<p>平成20年11月に、原因を分析した結果、主に開発スタッフの確保と納期の制約によるものと判明した。また、次回以降同様の結果とならないよう、分析結果を記録として残すこととした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(ウ) 再委託の承認</p> <p>業務契約書に記載されている「再委託の制限」の条項に抵触しているため、承認を行う必要がある。【指摘】</p>	<p>平成20年11月に、承認を行った。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(エ) 再委託の金額割合の制限</p> <p>再委託の金額割合が一定割合を超える場合には、再委託の承認をしないことを契約書に明記する必要がある。【意見】</p>	<p>再委託の金額割合が一定割合を超える場合は、再委託の承認をしないように対応し、平成22年度契約より契約書に明記することとした。</p>	<p>措置済み</p>

<p>ツ ネットワークセンターシステム</p> <p>(ア) 教育に特化したネットワークであり、開発事業者以外からの見積もりがとれない以上、システムの開発業者からの参考見積書に単価及び工数の記載を依頼し、その妥当性を検討した上で予定価格を算定する必要がある。また、併せて、予定価格の検討過程を記録する必要がある。【指摘】</p>	<p>(主務課 教育庁高校教育課)</p> <p>平成21年度の契約より、見積書への単価及び工数を記載するとともに、予定価格の検討過程の記録を実施した。</p>	措置済み
<p>テ 警察情報通信ネットワーク保守業務、汎用コンピュータシステム移行作業、電子申請用ネットワークシステム</p> <p>(ア) 一般競争入札の競争性確保</p> <p>入札応募者数が少ない原因を明らかにする必要がある。特に、システム設計書や仕様書が標準化されていない県の現状において、開発業者以外の入札参加がそもそも可能であったのかどうか、一般競争入札採用の妥当性も含めて原因分析を行う必要がある。</p> <p>【意見】</p>	<p>(主務課 警察本部情報管理課)</p> <p>入札者が少ない原因は、保守業務がシステムを構築した業者又はその関連業者以外は著しく困難なためであるが、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に掲げる随意契約によることができる場合に該当しないため、一般競争入札を採用したものである。今後機器借用に当たっては、多数業者が入札参加できる汎用性の高い機器構成仕様とする。</p>	措置済み
<p>ト 警察情報通信ネットワーク保守業務</p> <p>(ア) 予定価格の適切性</p> <p>開発事業者以外からの見積書の徴収が困難で、やむを得ず開発事業者の前年の実績額を参考に予定価格を算出する場合でも、前年の実績額の単価及び工数を明らかにし、予定価格の算出過程を明確にする必要がある。【指摘】</p>	<p>(主務課 警察本部情報管理課)</p> <p>平成21年度以降は、開発業者からの参考見積り徴収に当たり、積算内訳を明確にするよう申し入れており、その見積りに基づき作業工数、SE人役についてITアドバイザーに意見を求め、SE単価を県単価に置き換えた上で予定価格を決定している。</p>	措置済み
<p>ナ 汎用電子計算機システム、運転免許用端末装置、警察情報通信ネットワークシステム及びYP-NET回線共通機器</p> <p>(ア) 経済性比較と説明責任</p> <p>予算制約上の理由からリース契約を選択する場合であっても、購入により調達金額とリース総額の比較検討を行い、その検討資料を保存しておく必要がある。【指摘】</p>	<p>(主務課 警察本部情報管理課)</p> <p>現システムについては、リース金額と購入金額とを比較して予算措置したものであるが、次回のシステム更新時には経済性を比較検討した資料を適正に保存することとする。</p>	措置済み
<p>ニ 110番情報管理システム及び総合指令システムに係る改修・更新又は保守業務の委託契約</p> <p>(ア) 競争性の確保</p> <p>契約に当たっては、競争性の発揮に努めるとともに、1社のみの</p>	<p>(主務課 警察本部通信指令課)</p> <p>引き続き、可能な限り競争入札による契約を図るとともに、1社のみの入札に</p>	措置済み

<p>入札については、その原因等を調査して記録に残す必要がある。 【指摘】</p> <p>ヌ 総合指令システムの設置、調整業務 (ア) 技術員の開発工数及び積算単価の設定 システム開発等におけるSE単価の算定においては、組織として基準を設ける必要がある。【指摘】</p>	<p>については、経緯や原因を調査し、記録を残し次回契約時に役立てることとする。 また、やむを得ず開発業者と随意契約を行う場合でも、見積内容について業者に詳細聴取を行うなど、安易な契約を行わないように努める。 (主務課 警察本部通信指令課)</p> <p>平成21年度以降は、開発業者からの参考見積り徴収に当たり、積算内訳を明確にするよう申し入れており、その見積りに基づき作業工数、SE人役についてITアドバイザーに意見を求め、SE単価を決定している。</p>	<p>措置済み</p>
<p>3 情報システムの構築及び運用の効率性 (1) 全庁的事項 ア 汎用機基幹システムのダウンサイジング 現状では、各所管課における開発環境、開発言語及びシステム構成等に統一性がなく、プラットフォームが整理されていない状況にあり、ダウンサイジング化によるコスト削減には限界がある。今後の改善については、ベンダーロックを排除し、競争性が有効に機能する環境を整備するため、互換性の高い開発言語及び開発標準の採用とともに、県全体の情報システム化について、企画・開発を統括して、組織的な情報共有化及び標準化を図る必要がある。そのためには、情報システムの企画及び総合調整という役割を担う情報企画課が、情報システム構築の効率化を図る統括組織として、全庁的な観点から、情報システムの全体構想や導入システムの優先順位の検討、BPRを含む業務改善といった企画・開発の可否判断を行う必要があると考える。【意見】 イ クローズ環境でのシステム化 基本的には、県庁LANの整備や一人1台パソコンなど基盤整備ができてきている状況にあることから、オープン化によるシステム資源の有効利用を図り、各システムの情報資産の重要度に応じて、必要なシステム機</p>	<p>(主務課 地域振興部情報企画課)</p> <p>ダウンサイジングは、平成21年度ですべて終了したところであり、ベンダーロックの排除等については、今後のシステム開発において対応していきたい。 また、情報企画課が、情報システムの全体構想や導入システムの優先順位付け等、情報システム構築の効率化を図る統括組織としての機能を果たすためには、組織体制の大幅な見直しが必要となることから、今後、関係課と協議しながら、当県におけるIT統制の在り方、情報企画課が果たすべき役割、組織体制等を検討していく。</p> <p>(主務課 地域振興部情報企画課)</p> <p>平成22年3月に策定した「情報システム調達ガイドライン」において、原則クローズ環境は採用しないこと、やむを得ず採用する場合は万全のセキュリティ対策を講ずることを規定した。 今後の導入システムでクローズ環境が</p>	<p>改善途中</p> <p>措置済み</p>

<p>能、マニュアル等セキュリティ対策を実施することが必要と考える。ただ、クローズ環境を否定しているわけではなく、県としてクローズ化及びオープン化に関するセキュリティ方針を明確にすることが重要である。</p>	<p>要望された場合は、その必要性やセキュリティ対策について、ITアドバイザー等による厳重な検証を行うこととした。</p>	
<p>【意見】 ウ 山口県防災情報ネットワークシステム</p>	<p>(主務課 総務部防災危機管理課)</p>	
<p>防災対策などの危機管理に関して、“どこまでやるのか”は自治体の責任者による政策的意思決定に依拠せざるを得ないが、責任者に選択可能な選択肢を明示した上で、投資判断が下されることが重要であると考えます。</p>	<p>システム再構築等に当たっては、複数の選択肢について効果・コスト等の比較・検討を行った上で、事業方針を決定することとする。</p>	措置済み
<p>【意見】 (2) 共通的事項</p>	<p>(主務課 地域振興部情報企画課)</p>	
<p>ア システムの構築・運用に関する規定</p>	<p>平成22年3月に策定した「情報システム調達ガイドライン」において、情報システム構築の各段階（企画・調達・開発・運用）ごとに必要となる手続きや考え方を規定した。</p>	措置済み
<p>システム構築に関する規定を、ダウンサイジング、ITアドバイザー利用など実情の変化に対応したものに改定する必要がある。【意見】</p>		
<p>イ 情報システムの一元管理 ソフトウェアの管理については、全庁的な管理方針及び統一的手続を定める等、情報企画課による情報システムの一元管理ができる環境を整備する必要がある。【意見】</p>	<p>現在、システム管理台帳にソフトウェアを記載することになっているが漏れも多いため、システム管理台帳への記載について、指導を徹底していく。また、全庁的な管理方針や統一の手続については今後検討していく。</p>	改善途中
<p>ウ 開発要件の明確化 効率的なシステム構築を行うため、開発業者が行う要件定義の漏れや仕様漏れなどを検証して、記録を残すことにより、開発業者の業務品質を一定水準に確保する必要がある。</p>	<p>要件定義の検証やその記録の保持については、平成22年3月に策定した「情報システム調達ガイドライン」に記載したところであり、今後、適切に運用されるよう指導していく。</p>	措置済み
<p>【指摘】 エ 設計・開発時のドキュメントの統一化・標準化</p>	<p>整備すべきドキュメントの種類、各ドキュメントに記載すべき事項については、平成22年3月に策定した「情報システム調達ガイドライン」で標準的なものを示したところである。ただし、開発効率の低下が懸念されることから、様式・記載内容の統一化は困難と判断した。</p>	措置済み
<p>運用保守業務の効率化を図るため、設計・開発時のドキュメントについては、県として対象範囲やメリット・デメリット等を整理し、統一化・標準化した様式・記載内容とすることについて検討する必要がある。</p>		
<p>【意見】 オ 委託業者実施の開発テスト結果の評価</p>	<p>開発テスト評価のチェックリスト作成</p>	改善途中
<p>開発業者のテスト結果報告書を客</p>		

<p>観的に評価するためには、開発テスト評価のチェックリストを作成し、これをITアドバイザーに報告して評価を受ける等の方法で対応する必要がある。長期的には、情報システム開発の知識・経験のある職員の育成又は採用を行い、県独自の方針に基づいた開発テストの評価ができる組織体制を整備していく必要がある。</p>	<p>やITアドバイザーによるテスト結果の検証について、平成22年3月に策定した「情報システム調達ガイドライン」に記載したところであり、今後、ITアドバイザーの活用等により適切に対応するよう指導していく。</p> <p>また、人材育成等については、関係課と協議しながら検討する。</p>	
<p>【指摘】</p> <p>カ 開発工数の管理</p> <p>情報システムの開発又は改修について、必要な見積工数と実績工数との比較分析を行い、差異の原因を次回又は同様の情報システムの開発等に反映させるようにしなければならない。このような開発業務の事後の検証態勢を整備するため、情報システム導入時の実績工数を業務委託報告書に記載することを契約書又は仕様書に定める必要がある。【指摘】</p>	<p>見積工数と実績工数の比較分析については、平成22年3月に策定した「情報システム調達ガイドライン」に記載したところであり、今後、適切に対応するよう指導していく。</p>	措置済み
<p>キ 委託業者の開発レベルの明確化</p> <p>委託仕様書にサービスレベルを明確に記載し、開発後に委託業者からその実施結果の報告を受けることを契約書等に記載する必要がある。【指摘】</p>	<p>システム開発において、求めるべきサービスレベル及びその実施結果報告や達成されない場合の措置等について、調達仕様書や契約時の委託仕様書に明記するよう、平成22年3月に策定した「情報システム調達ガイドライン」に記載したところであり、今後、適切に対応するよう指導していく。</p>	措置済み
<p>ク 保守業務委託に係るサービスレベルの明確化</p> <p>保守業者の提供するサービスが一定水準に確保されることを保証するため、委託仕様書等にサービスレベルを明確に記載する必要がある。サービスレベルは保守業者の努力目標としてではなく、契約に基づく責任の範囲として明確に定める必要がある。【指摘】</p>	<p>システム保守において、求めるべきサービスレベル及びその実施結果報告や達成されない場合の措置等について、調達仕様書や契約時の委託仕様書に明記するよう、平成22年3月に策定した「情報システム調達ガイドライン」に記載したところであり、今後、適切に対応するよう指導していく。</p>	措置済み
<p>(3) 個別的事項</p> <p>ア ユーザー要望収集方法の適切性</p> <p>医療情報ネットワークシステムの真の見直しをするためには、参加していない理由も含めた幅広いユーザー要望を収集する必要がある。【意見】</p>	<p>(主務課 健康福祉部医務保険課)</p> <p>平成20年度に利用状況を分析した上で、参加機関への改善要望等の意向調査や医師会等の関係団体との協議等を行い、それらの要望意見を踏まえて見直し検討を行った。</p> <p>その結果、利用機関・地域が限定的であること、医療機関関係者の要望に応じたシステムの維持改修は技術的・経費的</p>	措置済み

<p>イ 利用者からの要望収集方法の明確化</p>	<p>な問題も含めて困難であること、更には遠隔画像診断に民間企業が参入し実績を伸ばしていることなどを踏まえ、費用対効果も勘案し、災害救急医療情報システムを含むシステム全体で再構築を行うこととし、現行システムについては現契約を1年延長した後、平成21年12月末で廃止した。</p> <p>(主務課 地域振興部情報企画課)</p>	
<p>利用者要望をシステム改修時に反映させて有効なシステム活用を図るため、定期的な利用者アンケート調査により実施利用者の意見を収集する方法を明確に定める必要がある。</p> <p>【意見】</p>	<p>平成22年3月に策定した「情報システム調達ガイドライン」において、定期的なアンケート調査の実施や利用者意見の収集の必要性を記載したところであり、今後、適切に対応するよう指導していく。</p>	措置済み
<p>ウ 情報システムの自己開発</p> <p>警察本部においては、システムの自己開発ないし大規模改修がなされているが、開発テストの標準化ルールを定め、開発テストの内容と判断経緯を示した記録を正式な書類に残す必要がある。【指摘】</p>	<p>(主務課 警察本部情報管理課)</p> <p>今後のシステム開発に当たっては、必要な開発テストの標準化ルールを定め、開発テストの内容と判断経緯を示した記録を保存することとする。</p>	措置済み
<p>エ 生活保護事務処理支援システム構築の効率性</p> <p>(ア) 県によるシステム一括購入によるコスト削減</p> <p>次のシステム更新時において、例えば、県全体でシステムを一括導入し、県が各市に負担金を求める等、一括導入のメリットを活かす方式の採用を検討する必要がある。【意見】</p>	<p>(主務課 健康福祉部厚政課)</p> <p>検討の結果、各市のシステムの更新時期が異なること、当該システムの更新に係る経費は国庫補助金を財源としていることから、県下一括導入は困難と判断した。</p>	措置済み
<p>(イ) クローズ環境でのシステム化</p> <p>クローズ環境でのシステム化については、セキュリティとシステム連動の強化による効率化とのバランスを図ることが重要となるため、システムの所管課単位での個別的検討に終始するのではなく、全庁的な観点からその導入を検討する必要がある。【意見】</p>	<p>(主務課 地域振興部情報企画課)</p> <p>今後の導入システムでクローズ環境が要望された場合は、その必要性についてITアドバイザー等による厳重な検証を行い、やむを得ないと判断される場合は、万全のセキュリティ対策をとるよう情報企画課が指導していく。</p>	措置済み
<p>オ 物品管理システムと財務会計システムとの連動</p> <p>物品管理システムの更新時等には、財務会計システムとの連携の調整を十分図り、フロッピーでのデータ連携及び新財務会計システムへの直接入力という連動設計の不備を解消する方向でシステム化を進める必要が</p>	<p>(主務課 会計管理局物品管理課)</p> <p>財務会計システムとの連携については、意見を踏まえ、物品管理システム更新時の検討課題とする。当面、物品の現物確認については、平成21年4月1日に物品規則を改正し、出納員による現物確認を行うことにより、チェック機能を強</p>	措置済み

<p>ある。当面は、財務会計システムへの入力ミス及び直接入力を事前に防ぐためのチェック機能を強化する必要がある。また、両システム間のデータの不整合を発見して原因究明するためには、物品の定期的な現物確認を行う必要がある。【意見】</p>	<p>化した。</p>	
<p>カ 小学校事務ネットワークシステム構築の効率性</p> <p>クローズ環境でのシステム導入においては、セキュリティ面のメリットと、県庁LAN及び一人1台パソコンとは別に、独自のLAN構築、専用端末を設置することによる生じる非効率性のデメリットとを、比較考量することが重要である。そのためには、各所管課の検討に任せず、県全体の情報システムを企画・総合調整する役割を担う情報企画課が中心となって、情報システムの導入を検討する必要がある。また、セキュリティ対策を検討し、財務会計システムとの連携を見直す必要がある。【意見】</p>	<p>平成22年3月に策定した「情報システム調達ガイドライン」において、原則クローズ環境は採用しないよう規定した。また、今後の導入システムでクローズ環境が要望された場合は、その必要性等について、情報企画課が、ITアドバイザー等による厳重な検証を行うこととした。</p> <p>当該システムについては、セキュリティの点から、財務会計システムとの連携は困難であるが、今後、新規のシステム開発がある場合には、意見を踏まえ、他システムとの連携も視野に検討することとした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>4 情報システムの有効性</p>		
<p>(1) 全庁的事項</p>		
<p>ア システム構築前の有効性問題</p>	<p>(主務課 地域振興部情報企画課)</p>	
<p>(ア) 構築する情報システムの優先順位付け</p>		
<p>a 限られた予算の中でIT投資効果の確実性を合理的に判断するため、システムの有効性の目標数値及び県の情報化施策との関連性等、優先順位付けの全庁的な基準を設け、構築すべき情報システムの優先順位を明確にする必要がある。【意見】</p>	<p>各システムは、その目的が異なり、優先順位付けを行うための一律な評価基準を設定することは困難と考えるが、今後、何らかのランク付けの方法を検討していく。</p>	<p>改善途中</p>
<p>b 全庁的な観点から構築すべき情報システムの優先順位付けは、情報企画課等が中心となって行う必要があり、ITアドバイザー業務は、この業務をサポートする役割を担うことが求められる。【意見】</p>	<p>情報企画課が、情報システム全体の最適化を図る統括組織として、構築すべき情報システムの優先順位付けを行うためには、組織体制の大幅な見直しが必要となるため、今後、関係課と協議しながら、県におけるIT統制のあり方、情報企画課やITアドバイザーが果たすべき役割、組織体制等を検討していく。</p>	<p>改善途中</p>
<p>(イ) システム構築時の費用対効果の検証</p>		
<p>a 一定の規模以上の情報システムについては、全体システムの</p>	<p>システム導入による効果測定については、平成22年3月に策定した「情報シス</p>	<p>措置済み</p>

<p>最適化の観点から、システム利用により将来の行政事務の効率化による費用削減又は県民サービスの向上が確実かどうかの検証を行う必要がある。【意見】</p>	<p>「システム調達ガイドライン」に記載したところであり、今後、適切に対応するよう指導していく。</p>	
<p>b 目的・効果の検証を一定水準に保つため、例えば、定量化指標について、具体的項目・範囲、県の政策との関係度等を示した基準を設け、情報システムの定性的効果及び定量的効果の内容に統一性をもたせる必要がある。【意見】</p>	<p>各システムには、それぞれの特異性があり、一律に定量評価する統一的な評価基準の設定は困難であるが、定量評価の標準的な指標や方法については、平成22年3月に策定した「情報システム調達ガイドライン」に記載したところであり、今後、適切な運用を図っていく。</p>	措置済み
<p>c 全庁的な統一基準に基づいて、その業務に最も精通している所管課が示した事前の目的・効果に対して、情報企画課等がITアドバイザーのサポートを受けながら全庁的な政策的観点から評価・調整を行う必要があると考える。【意見】</p>	<p>システム導入効果の評価は、当該業務の目的と密接に関わっていることから、業務の主管課が主として行うこととし、情報企画課は、標準的な手法の提示や相談対応などこれをサポートしていく体制を取ることにする。</p>	措置済み
<p>d システム経費を合理的に想定するため、対象とすべきシステム経費の項目及び範囲を明確にして、各所管課が業者等の見積もりを参考に当該金額を算出し、情報企画課等が費用対効果の観点から、各所管課が想定するシステム経費をITアドバイザーのサポートを受けながら検証する必要がある。【意見】</p>	<p>費用対効果の検証は、当該業務の目的と密接に関わっていることから、業務の主管課が主として行うこととし、情報企画課は、標準的な手法の提示や相談対応など、これをサポートしていく体制を取ることにする。</p>	措置済み
<p>イ システム構築後・運用開始後の有効性評価</p>	<p>(主務課 地域振興部情報企画課)</p>	
<p>所管課の裁量に委ねているシステム構築の定性的・定量的な効果の事後的な検証・評価及び改善を、全庁的なルールとして確立し、実施していく必要がある。即ち、全システムの統括組織である情報企画課が、ITアドバイザーのサポートを受けながら、システム構築時に期待された目的・効果の具体的な状況を定期的に検証・評価し、状況に応じた原因分析及び計画の見直し等を行い、システムの有効利用に向けて改善していく必要があると考える。【意見】</p>	<p>システム構築後の効果測定や改善の検討については、平成22年3月に策定した「情報システム調達ガイドライン」に標準的な手法等を記載したところであり、今後、その実施を指導していくが、統一的な評価基準の設定が困難である以上、個々のシステムにおける評価や見直しについては、各システムの所管課において実施するよう指導していく。</p>	措置済み
<p>(2) 個別的事項</p>		
<p>ア 行政事務の効率化を主たる目的とするシステム</p>		
<p>(ア) Y S Nの有効性評価</p>	<p>(主務課 地域振興部情報企画課)</p>	

<p>Y S Nの導入目的の意義が薄れていないことや導入コストを上回る効果があることを県民に説明するためには、定性的な説明だけでなく、有効性に係る指標データの分析に基づいた定量的な説明を用いる必要がある。ただし、Y S Nは、ネットワーク基盤であるという性質上、その有効性を評価するに当たっては、「どのような指標を設定した上で、どのように現状を把握し、どのようにそれを分析するか」と言った評価手法は確立されていない現状にあることから、まずは、有効性評価の手法を検討する必要があると考える。【意見】</p>	<p>調査したところ、ネットワークインフラについては、自治体だけでなく民間においても定量的な有効性評価の手法は確立されていない。今後も引き続き、Y S Nの有効性評価の手法を検討する。</p>	<p>改善途中</p>
<p>(イ) 県庁イントラネットシステムの有効性評価</p> <p>構築したグループウェア規模が適切で、予定通りの運用がされていることを県民に説明するとともに、有効利用に向けて改善していくためには、目的達成度についての定性的説明は避け、金額表示は無理としても、できるだけ数量表示を行うことが重要である。そのため、まずは有効性を定量評価できる基準を検討する必要があると考える。【意見】</p>	<p>(主務課 地域振興部情報企画課)</p> <p>グループウェアが提供しているメールやインフォメーションの機能は、業務遂行のインフラ的役割を担っており、システムが常時円滑に機能することが最も重要かつ有効であることから、可用性や障害発生件数、回復までの対応時間等を基準とすることとした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(ウ) 小中学校事務ネットワークシステムの有効性評価</p> <p>人員削減を評価するためには、それがシステム導入による事務効率化の結果であることが数量的に説明されなければならない。そのためには、システムの導入によるOCR調書、給与諸手当に係る認定事務及び旅費請求書の作成、請求書データの審査等、事務処理ごとの電算化による作業時間短縮を測定する必要がある。また、現状、システムの安定利用のために、操作研修の実施、ヘルプデスク体制の整備及び利用者からの要望収集等がされていることから、これを踏まえて、事務効率化の有効性指標として更に具体的な数値目標化を検討する必要がある。【意見】</p>	<p>(主務課 教育庁義務教育課)</p> <p>平成21年3月に作業時間の短縮効果の調査を行い、人員削減に見合う作業時間の短縮効果が概ね認められた。今後は、システムの安定利用のため、事務効率化の有効性指標として、具体的な数値目標化を検討していく。</p>	<p>改善途中</p>
<p>(エ) 物品管理システムの有効性評価</p> <p>事務処理の効率化等を目的とし</p>	<p>(主務課 会計管理局物品管理課)</p> <p>意見を踏まえ、今後定量評価を行う。</p>	<p>改善途中</p>

<p>たシステムの有効性については、人員の削減による評価とともに、事務処理ごとの作業短縮時間等の定量評価を行う必要がある。現に開発された当該システムを有効に活用し、事務事業の効率化を図るためには、作業短縮時間等の定量評価を行うとともに、財務会計システムとの連携を検討し、実行することが求められる。【意見】</p>	<p>また財務会計システムとの連携については、物品管理システム更新時の検討課題とする。</p>	
<p>(オ) スクールネットワーク21の有効性評価</p> <p>システムの導入目的との関連で把握されている指標は、プロキシサーバーの総アクセス数だけである。インターネット環境提供の効果を正確に把握するためには、その他の合理的な有効性指標を選定する必要がある。例えば、教育用コンテンツの利用回数、業務別作業時間の短縮、学校からの情報発信回数、システム利用の研修回数及び県立学校ホームページの周知活動回数などの指標を設定する必要がある。また、定量評価は目標値と比較して初めて可能になるため、選定した有効性指標について、数値目標を設定する必要がある。</p> <p>【意見】</p>	<p>(主務課 教育庁高校教育課)</p> <p>意見を踏まえ、教育用コンテンツの利用回数等の有効性指標を選定するとともに、選定した有効性指標に係る数値目標の設定について検討していく。</p>	<p>改善途中</p>
<p>イ 行政サービスの向上を主たる目的とするシステム</p> <p>(ア) 電子入札システムの有効性評価</p> <p>効率性向上によるコスト削減額については、その中心となる県側の人件費額も含めて適切に把握し、電子入札の完全移行後において、想定した効果が実際に出ていることを検証する必要がある。また、受注者側の利便性向上には、アンケート調査を実施する等何らかの検証を行う必要があると考える。</p> <p>一方、契約の透明性向上については、契約率だけでその評価ができず、目標の定量化は困難であるが、少なくともシステム導入前と導入後の契約率とを比較し、その変化の原因分析を行う必要がある。</p> <p>【意見】</p>	<p>(主務課 土木建築部技術管理課)</p> <p>平成21年度から紙入札を原則認めない電子入札への完全移行を行ったところであり、今後1年間の実績を踏まえ効果を検証していくこととしている。</p>	<p>改善途中</p>
<p>(イ) 電子申請届出・総合文書管理システムの有効性評価</p>	<p>(主務課 地域振興部情報企画課)</p>	

<p>当該システムの導入目的について金額評価は無理としても、できるだけ定量化する必要がある。現に有効性指標として電子申請、施設予約、文書管理及び庶務事務という4項目の実績データが把握されており、システム導入目的を達成するための目標水準を項目ごとに設定することは可能であると考ええる。計画段階で打ち出された定量効果が、実際に見込み通りになるのかどうか定期的にレビューし、状況に応じて計画の見直しを柔軟に実施することが必要である。</p>	<p>平成22年度から、電子申請、施設予約については利用件数を、文書管理、総務事務についてはグループウェアと同様の理由により可用性や障害発生件数を指標とし、目標値を設定し、定期的な定量評価を実施することとした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>【意見】</p> <p>(ウ) 山口県総合防災情報ネットワークシステムの有効性評価</p> <p>当該システム導入目的である防災対策という目的は、情報伝達等の時間短縮だけでなく、それ以外の複数の要因も加わって初めて達成されるため、情報伝達等の時間短縮だけで目的達成度を評価するのは不十分である。従って、防災対策に係る有効性指標の複数化を図り、各指標について設定した目標数値に向けて、当該システムの導入目的である防災対策活動をコントロールしていく必要がある。</p> <p>例えば、間接的な有効性指標として、現在実施している操作訓練及び情報伝達訓練の回数、具体的な参加対象者、参加人数等の数値目標化を今後検討する必要がある。</p> <p>また、県民に当該システムの存在を周知させる説明会等の回数、パンフレットの配布数、さらに県民の満足度調査回数等も、数値目標化を検討する必要がある。</p>	<p>(主務課 総務部防災危機管理課)</p> <p>意見を踏まえ、今後、複数の有効性指標による定量評価について検討を行う。</p>	<p>改善途中</p>
<p>【意見】</p> <p>(エ) 土木防災情報システムの有効性評価</p> <p>当該システムの導入目的である水防対策の達成度について、間接的指標で定量評価するためには、水防対策にかかる有効性指標の複数化を図り、各指標について設定した目標数値に向けて、システムの導入目的である水防対策活動をコントロールしていく必要がある。</p>	<p>(主務課 土木建築部河川課)</p> <p>意見を踏まえ、間接的指標を用いての定量評価が行えるかについて検討する。</p>	<p>改善途中</p>

例えば、間接的な有効性指標として、情報伝達等の時間短縮、操作訓練・情報伝達訓練の回数、県民への啓蒙活動として出前講座等の回数やパンフレットの配布数、アンケートによる県民満足度調査の実施回数等を検討する必要がある。【意見】

(イ) 山口県警察情報管理システムの有効性評価

当該システムの効果が投資コスト以上にあることを県民に説明するため、また、本来の運営に向けて見直し、改善していくためには、指標の目的達成度を測定する必要があり、数値目標の設定が重要となる。運転免許試験の合格発表時間、運転免許証作成時間及び本人確認時間だけでなく、運転免許証の交付、更新等を管理する運転免許業務、及び行政処分管理や交通事故統計等の業務についても、合理的な効率化指標を抽出し、数値目標を設定することを検討する必要がある。【意見】

(ロ) 総合通信指令システムの有効性評価

第一次整備におけるレスポンスタイム短縮、第二次整備におけるレスポンスタイム別検挙率及び緊急配備等発令種別検挙率といった有効性指標について、システム経費に見合った数値目標を設定する必要がある。【意見】

(ハ) 災害救急医療情報システムの有効性評価

救急搬送時に必要な応需情報を得るために、どの程度の入力回数を設定すべきか医療機関との間で協議し、合意を得る必要がある。

更に、医療機関のリアルタイムな情報入力を担保するため、入力回数の悪い医療機関名の公表など、

(主務課 警察本部情報管理課)

運転免許業務は、警察庁が示す標準的な仕様に基づいて各都道府県が構築したほぼ同一のシステムにより運用されている。当該システムにより各種手続きの短縮による1日2回の免許証の即日交付など県民に対するサービスの向上に寄与しているほか、行政処分では他県間処理の大幅な迅速化が図られている。また、交通事故統計業務では、時間、場所、対象者等の分析による事故形態に応じた効果的な防止対策に活用されている。

数値目標については、いずれも道路交通法の改正に伴う各種手続きの変更や、事故の統計に関するものであるため設定は困難であるが、他県とのサービス水準の比較や業務の見直しにより、客観的な導入効果や効率化の程度を測り、事務の効率化に努めることとする。

(主務課 警察本部通信指令課)

レスポンスタイムの短縮については、システム構築前後で比較検証するとともに、数値目標を設定している。検挙率に関する数値目標は他部門との関係があり安易に設定することは困難だが、レスポンスタイムや検挙率の統計を取り、効率化の程度を測ることとしている。

システム経費に見合ったシステム活用を行うため、今後も可能な限りレスポンスタイムの短縮等を図り県民の安全安心の確保に努めることとする。

(主務課 健康福祉部医務保険課)

救急医療機関からの確実な情報の入力によるシステムの信頼性の確保や疾患情報の充実によるシステムの有用性の向上を図るための機能の改善や機器の更新を行い、平成21年8月から新たなシステムでの運用を開始した。

新システムでは、確実な情報入力のた

措置済み

措置済み

措置済み

<p>具体的な対策も検討する必要がある。【意見】</p> <p>(ク) 医療情報ネットワークシステムの有効性評価</p> <p>当該システムの目的達成度を高めるためには、参加登録のための啓蒙活動及び利用促進のための操作研修活動等の実施だけでは限界があることから、医療機関側の利用意識改革等を行う必要がある。</p> <p>この意識改革等が困難であれば、登録医療機関の地域的偏在及び低い利用率は解消されないと考えることから、当該システム廃止も視野に、検討する必要がある。</p> <p>【意見】</p>	<p>めの事前登録機能やリアルタイムでもなくとも有用な情報の提供に改めたところであるが、入力状況が悪い救急医療機関に対しては情報センターからの入力督促を行うなど情報の信頼性の確保を図ることとした。</p> <p>(主務課 健康福祉部医務保険課)</p> <p>平成20年度に行ったシステムの見直し検討の結果、利用機関・地域が限定的であること、医療機関関係者の要望に応じたシステムの維持・改修は技術的・経費的な問題も含めて困難であること、更には遠隔画像診断に民間企業が参入し実績を伸ばしていることなどを踏まえ、費用対効果も勘案し、災害救急医療情報システムを含むシステム全体で再構築を行うこととし、現行システムについては現契約を1年延長した後、平成21年12月末で廃止した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>5 情報セキュリティ</p> <p>(1) 全庁的事項</p> <p>ア 「計画」上対応すべき事項</p> <p>(ア) 情報資産の特定とリスク分析</p> <p>各所属が利用する個別システムごとの情報セキュリティ実施手順の策定において、必要となる情報資産の調査及びリスク分析を一定の基準に基づいて行うため、情報企画課による各所属への指導監督を強化しなければならない。情報企画課の指導監督を強化するためには、まず情報企画課が標準的な情報資産の調査方法及びリスク分析方法を策定し、それを他の所属に示し、その実行の指導・監督をする必要があると考える。【指摘】</p> <p>(イ) 実施手順の策定</p> <p>a 情報企画課による指導監督の強化</p> <p>情報セキュリティ対策レベルを統一するため、実施手順の策定について各所属のセキュリティ管理者に任せず、情報企画課がセキュリティポリシーに整合するよう作成指導しなければならない。そのためには、まず情報企画課自身が標準的な実施手順を示し、それを自らの個別シ</p>	<p>(主務課 地域振興部情報企画課)</p> <p>平成22年4月に、情報資産の分類やリスク分析の方法を規定した「情報セキュリティ標準実施手順」及び同策定要領を策定した。今後は、この規定に基づき各システムにおいて実施するよう指導していく。</p> <p>課内システムでの試行を経て、平成22年4月に、情報企画課において「情報セキュリティ標準実施手順」を策定したところであり、今後は、この規定に基づき各システムにおいて実施手順を作成するよう指導していく。</p>	<p>措置済み</p> <p>措置済み</p>

<p>システムに合うように手直しする必要がある。そして、実際にセキュリティ対策を講じ、その過程で得た知識・経験を基に、各所属に対して実施手順策定の指導・監督する必要があると考える。【指摘】</p>		
<p>b 実施手順の全庁的な承認</p> <p>情報セキュリティ対策を体系的・総合的に推進する情報セキュリティ運営委員会において、実施手順策定状況を検討し承認する必要がある。また、各所属のセキュリティ管理者は、全庁的な観点から承認された情報資産のリスク分析に基づいて、情報システムごとの情報資産の重要性に基づいたセキュリティ対策を行うよう組織体制を整備する必要がある。【指摘】</p>	<p>各システムで作成された「情報セキュリティ実施手順」については、情報セキュリティ運営委員会または同幹事会に報告し、承認を受けるものとした。また、今後、各システム所管課に対し、情報資産の重要性とリスク分析に基づいた対策を行うよう指導していく。</p>	<p>措置済み</p>
<p>c 実施手順の定期的見直し</p> <p>実施手順作成後は、それに基づく情報セキュリティ監査の結果を受けて、情報セキュリティ運営委員会では実施手順の見直しの必要性を検討する必要がある。【指摘】</p>	<p>情報セキュリティ監査の実施結果等により、「情報セキュリティ実施手順」に問題がある場合は、情報セキュリティ運営委員会または同幹事会において見直しの必要性を検討することとする。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(ウ) 情報システムへのアクセス制御</p> <p>a 汎用機システムに関しては、パスワードが共有されていることに係るリスク分析を行い、重要なリスクがある場合は、個別に対応策を検討することが現実的であると考え。【指摘】</p>	<p>汎用機システムについては、平成22年6月末で廃止する。新システムにおいては、個人ごとにIDパスワードを管理する方法に切り替えた。</p>	<p>措置済み</p>
<p>b 汎用機以外のシステムに関しては、セキュリティ戦略、アクセス制御の方針、アクセス制御に係る管理基準及び手続について、全庁的に明確にされていないことが問題の根底にあることから、セキュリティポリシーの見直しにおいて検討を行い、明確にすることが重要である。【指摘】</p>	<p>平成22年4月に策定した「情報セキュリティ標準実施手順」において、全庁的なアクセス制御の方針、管理基準及び手続きを規定した。今後、各システムに適用するよう指導していく。</p>	<p>措置済み</p>
<p>c 各システムの開発及び運用において、それら方針、基準等が適切に遵守されていることを、セキュリティ統括組織によりモニタリングされることが必要と考える。【指摘】</p>	<p>各システムの「情報セキュリティ実施手順」で示された方針、基準等の実施状況は、情報セキュリティ監査等で確認することとした。</p>	<p>措置済み</p>

<p>イ 「実施」上対応すべき事項</p> <p>(7) セキュリティに関する通知</p> <p>情報企画課から各所属に対するセキュリティに関する通知の周知徹底を図り、情報セキュリティ管理者は定期的にモニタリングを行い、記録する必要がある。【指摘】</p>	<p>セキュリティに関する事項は、通知だけでなく研修においても常に取り上げており、今後とも、内容の周知徹底を図っていく。また、情報セキュリティ管理者に対し、情報企画課からの通知を所属内に徹底させるとともに、その実施状況を確認し、必要な対策を講じるよう指導していく。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(4) 外部委託に関する管理</p> <p>委託先に対するセキュリティ管理水準については、各システムのセキュリティ管理者の判断に任せず、全庁的に統一するため、情報セキュリティ対策を体系的・総合的に推進する情報セキュリティ運営委員会において、その妥当性を検討し、承認する必要がある。</p> <p>【意見】</p>	<p>委託先のセキュリティ管理水準は、委託する内容により求める水準が異なり、一律の基準を設定することは困難であるが、平成22年4月に策定した「情報セキュリティ標準実施手順」において、委託先に対するチェック、監査の方法等を示し、実施するよう指導している。</p>	<p>措置済み</p>
<p>ウ 「モニタリング」上対応すべき事項</p> <p>パソコン起動時のパスワード設定を、個別システムごとの情報セキュリティ管理者に任せたまにせず、全情報システムの統括組織が、情報セキュリティ管理者が行うモニタリング結果を検証する必要がある。</p> <p>【指摘】</p>	<p>平成21年10月から稼働している新電子県庁基幹システムにおいて、パソコン起動時のパスワード入力が必要となるよう共通基盤システムを変更した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>エ 「改善」上対応すべき事項</p> <p>(7) 情報セキュリティ監査の指摘事項に対する改善の徹底</p> <p>a 各情報システムのセキュリティ水準を全庁的に統一する必要がある。そのために情報企画課は、情報セキュリティ監査の指摘事項が確実に改善されるように、毎年、過年度の指摘事項のうち未改善事項を整理し、改善できない理由の解消に向けて各所属を指導・監督する必要がある。【指摘】</p> <p>b これらの実行に当たっては、情報企画課の組織体制の見直しとともに、県の直営業務として行うか業務委託とするか検討する必要がある。【指摘】</p>	<p>情報セキュリティ監査指摘の未改善事項については、平成20年度からその状況を確認し、必要な指導を行っている。また、当面改善が困難なものについては、改善可能時期を報告させるとともに、残存リスク確認書の提出を求め、リスクの存在を認識した上で運用を行うよう指導している。</p> <p>情報セキュリティ監査指摘事項の未改善事項に関する対応については、既に平成20年度から実施しているところであり、当面、現行の体制で実施していくこととした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(2) 共通的事項</p> <p>ア 情報セキュリティの管理体制</p> <p>(7) 重要な紙媒体の管理</p>	<p>(主務課 地域振興部情報企画課)</p>	

<p>個人情報等の重要な内容が記載された紙ベースの情報は、山口県情報セキュリティポリシー上の情報資産の定義に含める必要がある。</p> <p>更に、個別システムごとに、個人情報等の重要事項が記載された紙媒体について台帳等を定めて、その利用状況及び保存期間を管理する必要がある。また、廃棄の際には、焼却や裁断等の処置をすることを実施手順に明記する必要がある。【意見】</p>	<p>平成22年4月に情報セキュリティポリシーを改正し、各システムから出力された印刷物については、情報資産の対象とするよう改めた。なお、紙媒体全般については、公文書取扱規程等により適切に管理されており、これを情報セキュリティポリシーの対象とすることは、実務上の混乱を招く恐れもあるため、現行どおりとする。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(イ) 情報資産の適切な分類</p> <p>県のセキュリティポリシーに準拠して、情報資産の重要性分類を行い、その重要性に応じて管理を行う必要がある。また、情報機器や外部記憶媒体には、重要性別に指定した色分けやテープの貼付等により、第三者に容易に識別できない方法を検討する必要がある。</p> <p>【指摘】</p>	<p>情報資産分類の具体的手順や「重要度別に指定した色分けやテープの貼り付け」については、平成22年4月に策定した「情報セキュリティ標準実施手順」や同策定要領の中で定めたところであり、今後、実施を指導していく。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(ウ) 重要情報の棚卸</p> <p>職員自ら作成した個人情報等の重要な内容が記載された重要情報については、全庁的に統一的な管理を行うため、台帳等を整備して重要情報の網羅性を確保し、定期的にその棚卸しを実施する必要がある。【意見】</p>	<p>職員自ら作成した重要情報についても適切に管理するよう指導するが、実行可能な具体的な方法については今後検討する。</p>	<p>改善途中</p>
<p>イ 人的セキュリティ</p> <p>(ア) 情報セキュリティポリシー研修</p> <p>職員の情報セキュリティ意識を高めるためには、非常勤職員を含めたすべての職員がセキュリティ研修へ参加することが重要であり、一定時間の情報セキュリティ研修を義務化する等の検討が必要である。【意見】</p>	<p>平成20年度から非常勤職員も研修に参加している。なお、研修受講の義務化については今後検討する。</p>	<p>改善途中</p>
<p>(イ) 委託先に対する情報セキュリティ管理</p> <p>a 委託先の県情報セキュリティポリシー遵守</p> <p>委託先に対して、県の情報セキュリティポリシーの遵守を徹底するため、契約書に個人情報の保護だけでなく、県情報セキュリティポリシーの遵守や情報漏えいが生じた場合の責任範囲を明記する必要がある。【意見】</p>	<p>平成22年3月に策定した「情報システム調達ガイドライン」に記載したところであり、今後、その実施を指導していく。</p>	<p>措置済み</p>

<p>b 委託先に対する情報セキュリティ管理状況の監督</p> <p>委託先のセキュリティ管理状況を具体的に確認し、不備を改善していくため、県セキュリティポリシーに準拠して、委託先に対する監査の権利及び報告すべきセキュリティ事項を契約書に明記する必要がある。また、監査及び報告の前提として委託先のセキュリティに係る基準を明確にしておく必要がある。</p> <p>【指摘】</p>	<p>平成22年3月に策定した「情報システム調達ガイドライン」に記載したところであり、今後、その実施を指導していく。</p>	<p>措置済み</p>
<p>c 委託先からのセキュリティ状況の報告</p> <p>情報セキュリティ管理者は、県セキュリティポリシーに準拠して、委託先が、必要なセキュリティ対策を確保しているかどうかを定期的に確認するため、委託先からセキュリティ状況の報告を受ける必要がある。</p> <p>【指摘】</p>	<p>平成22年4月に策定した「情報セキュリティ標準実施手順」において具体的な確認方法等を示したところであり、今後、実施を指導していく。</p>	<p>措置済み</p>
<p>d 再委託先に対する個人情報保護の遵守</p> <p>個人情報保護の観点から、セキュリティ管理者は、契約書に再委託先の個人情報管理の条件を記載する必要がある。【指摘】</p>	<p>平成22年3月に策定した「情報システム調達ガイドライン」に記載したところであり、今後、実施を指導していく。</p>	<p>措置済み</p>
<p>ウ 物理的セキュリティ</p> <p>(ア) 情報機器の設置場所への入退室管理</p> <p>不正入室による情報漏えいリスクを低減させるため、指紋登録の取り消し及び定期的な棚卸、並びに入退室記録の保存期間に関するルールを定める必要がある。</p> <p>【意見】</p>	<p>今後、指紋登録の取り消し、棚卸し等、実際に実施している入退室管理に基づき、規程を改正するとともに、入退室記録の保存期間に関する規定を設ける。</p>	<p>改善途中</p>
<p>(イ) 機器等の搬入・搬出</p> <p>データが復元不可能な状態に措置されないままサーバー等の情報機器が撤去されることを防ぐため、データ消去及び復元が不可能な状態であることの実事確認を行い、その承認記録を残す必要がある。【指摘】</p>	<p>サーバー撤去時におけるデータ消去の具体的方法等については、平成22年4月に策定した「情報セキュリティ標準実施手順」に記載したところであり、今後、実施を指導していく。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(ウ) 情報機器の一元的管理</p> <p>情報機器の紛失等による情報漏えいを防止するには、様式を統一した情報機器管理台帳を整備し、</p>	<p>パソコンについては統一様式により管理台帳を作成しているが、これをベースに情報機器管理台帳を整備し、定期的に</p>	<p>改善途中</p>

<p>情報機器を調達した以降の修理・交換、除却・廃棄といった変更内容が適時に当該管理台帳に反映される仕組みを構築した上で、定期的に現物確認を行い、当該管理台帳とを照合・確認する手続を整備する必要がある。現状の業務を前提とすると、物品管理システムと情報機器管理台帳への入力という重複した作業が生じており、極めて非効率であることから、情報機器の効率的かつ的確な管理のあり方も併せて検討する必要がある。</p>	<p>現物と照合するよう指導する。物品管理システムとの関係は、今後検討していく。</p>	
<p>【意見】</p>		
<p>(エ) 外部記憶媒体の管理</p>		
<p>a 外部記憶媒体の使用範囲、保管方法等のルールを具体的に明確化することが必要である。特に、外部記憶媒体の私物の持ち込みを放置した状態では、県の情報資産の厳密な管理を行っても効果がないので、禁止を徹底する必要がある。【指摘】</p>	<p>外部記憶媒体の保管・管理については、平成22年4月に策定した「情報セキュリティ利用者実施手順」に記載したところであり、今後、実施を指導していく。また、私物の外部記憶媒体の取扱いについては、県の情報セキュリティポリシーの規定を遵守するよう指導を徹底する。</p>	措置済み
<p>b ルール違反に対する牽制のため、フロッピーおよびUSBメモリー等の外部記憶媒体は、金額的に少額であっても管理簿等を作成し、定期的に現物との照合・確認するなどの手続を整備する必要がある。【指摘】</p>	<p>平成22年4月に策定した「情報セキュリティ利用者実施手順」に記載したところであり、今後、実施を指導していく。</p>	措置済み
<p>(オ) 外部記憶媒体の廃棄方法の明確化</p>		
<p>外部記憶媒体の廃棄に際しては、廃棄ルールを明確にし、それに準拠して廃棄されていることを保証するため、廃棄理由とその承認記録を残す必要がある。【意見】</p>	<p>平成22年4月に策定した「情報セキュリティ標準実施手順」に記載したところであり、今後、実施を指導していく。</p>	措置済み
<p>(カ) 端末機の固定</p>		
<p>情報機器の盗難による情報漏えいの脅威から守るため、重要情報の記録されたノートパソコン等は、ワイヤーで繋ぐか、施錠管理できるキャビネット等に保管する必要がある。なお、これらができない場合には、ノートパソコンから持ち運びの困難なデスクトップ型への変更又は情報をパソコン内に保存せず、サーバー等で一括管理等の検討が必要である。【意見】</p>	<p>平成22年4月に策定した「情報セキュリティ利用者実施手順」に記載したところであり、今後、実施を指導していく。</p>	措置済み
<p>エ 技術的セキュリティ</p>		

<p>(ア) 情報システムの維持管理</p> <p>a ドキュメントの適切な管理</p> <p>情報システムに関するドキュメントは、不正行為による漏えいリスクを低減させるため、業務上必要とする者のみが閲覧できるように、常時施錠された専用の書架等に保管する必要がある。【指摘】</p>	<p>平成22年4月に策定した「情報セキュリティ標準実施手順」に記載したところであり、今後、実施を指導していく。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(イ) ID・パスワード管理</p> <p>a 全庁的に統一のあるID・パスワード管理を行うため、情報システムごとに、情報資産の特定とリスク分析を行い、重要性に応じたID・パスワード管理の具体的基準を実施手順として作成する必要がある。【意見】</p>	<p>同上</p>	<p>措置済み</p>
<p>b 原則としてIDの共有化は禁止する必要がある。【意見】</p>	<p>同上</p>	<p>措置済み</p>
<p>c やむを得ない理由で共有化する場合には、その理由を明らかにし、システム全体のセキュリティ管理を統括する運営責任者の承認を得るようにする必要がある。【意見】</p>	<p>同上</p>	<p>措置済み</p>
<p>(ウ) ウイルス対策ソフトの稼働状況の監視</p>	<p>ウイルス対策ソフトが一部正常に稼働していない原因は、ウイルス対策ソフト自体の不具合の他、OSをはじめとするパソコン環境の悪化やハードの老朽化等が密接に絡み合っていることから、個々の原因に応じた改善策を検討していく。</p>	<p>改善途中</p>
<p>b 県庁LANに接続する全てのパソコンについて、ウイルス対策ソフトの稼働状況をサーバーにより定期的に監視し、稼働状況に問題があるものについては原因調査及び対策を講じる手続を整備することが必要である。【意見】</p>	<p>同上</p>	<p>改善途中</p>
<p>オ 情報システムの運用</p>	<p>平成22年4月に策定した「情報セキュリティ標準実施手順」に記載したところであり、今後、その実施を指導していく。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(ア) アクセスログの管理</p> <p>アクセスログは重要なシステムについて採用される手法であり、どのシステムで対応するかはそのシステムが扱う情報の重要性によって決まる。従って、システムごとに情報の重要度に見合ったアクセスログの定期的点検及び保管期</p>	<p>平成22年4月に策定した「情報セキュリティ標準実施手順」に記載したところであり、今後、その実施を指導していく。</p>	<p>措置済み</p>

<p>間の具体的基準について、実施手順に明記し、全庁的に統一のあるアクセスログの管理を行う必要がある。【意見】</p>		
<p>(4) 緊急時対応 全庁的に統一した情報資産の重要性分類を行い、リスク分析を実施して、これに基づいた緊急時対応の基本方針及び具体的方策を定め、定期的の方針及び内容の見直しを行う必要がある。特に、県政全体に重要な影響を与えるシステムに係るバックアップデータについては、遠隔地保管も検討する必要がある。【意見】</p>	<p>緊急時対応の基本方針や具体的方策については、今後、業務継続計画（BCP）の策定等を含め、検討していく。</p>	<p>改善途中</p>
<p>(3) 個別的事項（本庁）</p>		
<p>ア 人的セキュリティ</p>		
<p>(7) 外部委託先への情報資産の貸出 外部委託先への情報資産の貸し出しは、あらかじめ契約書に明記していない以上、原則として禁止する必要がある。やむを得ず貸し出す場合には、セキュリティ管理者は、パスワードの設定、暗号化などの情報漏えい対策を講じるとともに、情報資産を扱う委託先機器のセキュリティが最新の状態となっていることを確認する必要がある。【指摘】</p>	<p>（主務課 健康福祉部厚政課） 平成21年度から、外部委託先への情報資産の貸し出しは、あらかじめ契約書に明記されていない限り、原則として禁止することとした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>イ 物理的セキュリティ</p>		
<p>(7) サーバーの設置場所 サーバーに含まれている情報のリスク分析を行い、重要情報に分類された場合には、専用サーバー室を設けることを検討する必要がある。しかし、予算的な理由でそれができず、執務室に保管する場合には、できるだけサーバー室に設置した場合の管理状況に近づける必要がある。【意見】</p>	<p>（主務課 健康福祉部厚政課） 予算やスペースの理由で専用サーバー室を設けることは困難であるが、サーバーを設置台に固定することにより持ち出しを防止した。また、消火器をサーバー付近に備え付けるなど、消火時の水による被害の防止に努めることとした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(4) サーバー室の施錠管理</p>		
<p>機密度が低く情報漏えいによる影響が小さくても、情報喪失が事業に与える影響は考えられるため、その影響を検討してサーバー室に常時施錠する等のセキュリティ対応を決める必要がある。【意見】</p>	<p>（主務課 土木建築部河川課） 平成22年4月から常時施錠することとした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>ウ 技術的セキュリティ</p>		
<p>(7) 重要データの管理 重要データの保管状況を定期的</p>	<p>機器の切り替えは予算上困難であるが、重要データの保管状況の定期的な点</p>	<p>措置済み</p>

<p>に調査し、不要データを消去又は廃棄し、あるいは外部記憶媒体の出力機能の備わっていない機器への切り替え等の方策を検討し、情報漏えいリスクを低減する必要がある。【意見】</p>	<p>検、不要データの消去などの対応を行い、情報漏えいリスクの低減に努める。</p>	
<p>(イ) アクセス制御</p>	<p>(主務課 地域振興部市町課)</p>	
<p>a 住民基本台帳ネットワークシステム</p>	<p>ICカード及び初期パスワードの変更については、定期的に確認、記録するよう、平成21年4月に該当所属に対し周知徹底を図った。</p>	<p>措置済み</p>
<p>情報システム管理者は、情報セキュリティポリシーに準拠して、ICカード及び初期パスワードの変更等を適正に監視し、記録する必要がある。【意見】</p>	<p>(主務課 健康福祉部厚政課)</p>	
<p>b 生活保護事務処理支援システム</p>	<p>平成22年度から、ICカードの定期的棚卸しを行い、不正使用の防止に努めることとした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>当該システムの扱う情報は重要性が高いため、システム管理者は、現状のアクセス制御を見直し、ICカードの定期的棚卸しを実施する等の検討が必要である。【意見】</p>	<p>(主務課 教育庁義務教育課)</p>	
<p>c 小中学校事務ネットワークシステム</p>	<p>平成21年度から、年度ごとにパスワードの更新を行うことによりアクセス制御を強化した。また、ID・パスワードによる本人特定及び個人別権限の付与については、現システムでの変更が困難なため、新システムを構築する際に適切に対応するよう引き継ぐこととした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>当該システムの扱う情報は重要性が高いため、システム管理者は、現状のアクセス制御を見直し、ID・パスワードによる本人特定及び個人別権限の付与を検討する必要がある。【意見】</p>	<p>(主務課 総務部税務課)</p>	
<p>d 税務事務システム</p>	<p>平成22年3月に運用を開始した新税務電算システムのサーバー等機器には、オープン環境との接続点にファイアウォールを設置し、外部からの不正侵入等を防ぐ対策を講じた。</p>	<p>措置済み</p>
<p>新税務電算システムのネットワーク環境は、現在のクローズ環境からオープン環境に変更されるため、インターネット・セキュリティに十分留意する必要がある。【意見】</p>	<p>(主務課 警察本部情報管理課)</p>	
<p>エ 情報セキュリティ監査の結果フォロー記録</p>	<p>平成21年度実施した情報セキュリティ監査から、前年度の監査結果に対する措置状況についても、セキュリティ委員会に報告を行い、評価を受けることとした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>委員会は、情報管理課の情報セキュリティマネジメントの推進役として機能を高めるため、監査結果のフォローまで含めて評価する必要がある。情報管理課から情報セキュリティ監査の結果及びフォローの状況を求めて、委員会での評価結果を記録として残す必要がある。【意見】</p>	<p>平成21年11月に20年度の実施結果に対する措置状況及び21年度の実施結果をセキュリティ委員会に報告し、委員会の評価結果を文書に記録した。</p>	
<p>オ 独自管理組織との整合性確保 警察本部においては、情報セキュ</p>	<p>(主務課 警察本部情報管理課) 平成20年12月に「山口県警察情報セキ</p>	<p>措置済み</p>

リティ関係の規定として「山口県警察情報セキュリティ運用要領」が策定されているが、県の情報セキュリティポリシーとの関係を整理し、情報システムに関する基準及び手続を体系的な整備を行う必要がある。

【意見】

(4) 個別的事項（出先機関）

ア 人的セキュリティ

(ア) 外部記憶媒体の利用・保管の管理

a セキュリティ管理者は、外部記憶媒体に記録されている情報を特定し、漏えい・喪失の潜在リスクや業務に与える影響の分析を行った上で、その重要性に応じたセキュリティ管理を行う必要がある。【指摘】

b 個人所有の外部記憶媒体の公用での使用を禁止する必要がある。【指摘】

c 公用で調達した外部記憶媒体は、受払管理簿等を作成し、定期的にモニタリングする必要がある。【指摘】

d 外部記憶媒体は、施錠付きの保管庫等一定の場所で保管し、保管責任者を明確にする必要がある。【指摘】

(イ) 職員による情報資産の外部への持ち出し

a パソコンの持ち込み・持ち出し

情報漏えい等のリスクを低減させるため、私用の端末機の持ち込みを禁止するとともに、公用の端末機の持ち出す際は、情報セキュリティ管理者の事前承認を受け、返却の確認手続を行うとともに、情報管理を意識した端末機の定期的なモニタリングを行う必要がある。【指摘】

b 外部記憶媒体の持ち出し

情報漏えいのリスクを低減させるため、外部記憶媒体の持ち出しについて、台帳管理を行うとともに、返却の状況についても確認する必要がある。また、

セキュリティ運用要領」を改正し、「山口県情報セキュリティポリシー」に規定してある、「外部委託先に関する管理」の一部について反映した。また、情報管理システムに関する基準及び手続については「山口県警察情報管理システム運用要領」を定めているが、各規程との相関関係を見直し、体系図を作成するとともに周知徹底した。

各所属において、外部記憶媒体に記録されている情報を特定及び分析した上で、個人所有の外部記憶媒体の使用禁止、公用の外部記憶媒体の定期的なモニタリング、保管管理の徹底など、必要な措置を講じた。

指摘後は、共同サーバーやパソコンのハードディスクを利用することし、個人所有の外部記憶媒体の使用は禁止した。

指摘後は、受払管理簿を作成し、定期的にモニタリングを実施することとした。

指摘後は、外部記憶媒体を金庫等に保管するとともに、保管責任者を定めて管理することとした。

指摘後は、私用端末機の持ち込みを禁止した。また、公用端末機を持ち出す際は、事前承認及び記録を徹底し、セキュリティ管理者が返却の確認を行うこととした。併せて端末機の定期的なモニタリング及びセキュリティチェックを行うこととした。

指摘後は、外部記憶媒体の持ち出しは原則禁止とした。なお、やむを得ず持ち出す場合はデータにパスワードを設定し、返却まで管理することとした。

措置済み

措置済み

措置済み

措置済み

措置済み

措置済み

<p>情報の重要度によっては、持ち出しデータの暗号化を検討する必要がある。【指摘】</p>		
<p>イ 物理的セキュリティ (ア) サーバー室の鍵の管理 内部不正によるデータ漏出を防止するため、サーバー室の鍵の管理を厳格に行うとともに、サーバー室の入退室管理を行う必要がある。【指摘】</p>	<p>指摘後は、サーバー室の入退出管理簿を作成し、鍵を厳格に管理することとした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>ウ 技術的セキュリティ (ア) パスワードの設定 情報セキュリティ管理者は、パスワードの設定状況を定期的に確認する必要がある。また、パスワードの共有設定は原則として禁止する必要があるが、やむを得ない理由で共有化する場合には、その理由を明らかにし、システム全体のセキュリティ管理を統括する運営責任者の承認を得るようにする必要がある。【指摘】</p>	<p>平成21年10月から共通基盤システムが変更されたことに伴い、個別のパスワード設定が必須となった。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(イ) 予備用パソコンの保管場所とデータ消去 使用していないパソコンは、データを消去した上で、施錠付きの保管庫に保管する必要がある。【指摘】</p>	<p>平成20年11月に、使用していないパソコンのデータを消去し、施錠付きの保管庫に保管した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(ウ) パソコンの廃棄時のデータ消去 パソコンの廃棄時のデータ消去については、データが完全に消去され、復元不可能な状態であることを保証するため、その手順を文書化し、記録に残すとともに、パソコン返却時のデータ消去等の措置が確実になされたことを保証するため、セキュリティ管理者による承認記録を残す必要がある。また、データ消去済みのシールを貼る等の他の者が判別できる方策を検討する必要がある。【指摘】</p>	<p>平成21年6月10日付け情報企画課長通知により、パソコンのデータ消去の手順及び記録方法が定められたところであり、当該通知に従い適正に処理している。</p>	<p>措置済み</p>
<p>6 情報機器（主としてパソコン）の管理等</p>		
<p>(1) 全庁的事項</p>		
<p>ア 経済的な視点</p>	<p>(主務課 地域振興部情報企画課)</p>	
<p>(ア) 経済的な調達 各所属で独自の追加調達の実態もあることから、情報企画課が所管する部局においては、予算の配</p>	<p>各システムでの独自調達分については、必要とされる性能や調達時期の違い等から、一括調達が困難な面はあるが、</p>	<p>措置済み</p>

<p>当替え等の方法を検討して、一括した契約を行うこと等により、経済的な調達を行う必要がある。</p>	<p>できる限り情報企画課との一括調達を検討するよう調達ガイドラインに追記し、電子県庁調整部会の承諾を得て、周知を図る。</p>	
<p>【意見】</p>		
<p>(イ) パソコンのリース調達について 購入による調達とリースによる調達では、経済的には購入による調達の方が有利であることから、できる限り年間購入計画に織り込むよう検討する必要がある。</p>	<p>購入による調達を検討し、できる限り情報企画課の年間購入計画に盛り込むよう調達ガイドラインに追記し、電子県庁調整部会の承諾を得て、周知を図る。</p>	措置済み
<p>【意見】</p>		
<p>(ウ) 代替機の管理について</p>	<p>情報企画課所管分については、各所属において更新期限を過ぎ本来廃棄すべきパソコンを正規パソコンの故障修理期間の緊急代替用として確保しているものであり、保管場所やその目的等を検討した結果、一元的な管理の必要性は薄いと考える。</p>	措置済み
<p>資産運用の効率性の観点から、情報企画課が所管する部局では、情報企画課で一元的な管理を行い、また、情報企画課が所管する以外の部局においてもそれぞれの部局の情報管理を所管する所属を定め、一元的な管理を行うよう検討する必要がある。【意見】</p>	<p>教育庁では、県立学校におけるコンピュータ教室用パソコンの購入については、教育政策課においてスケールメリットを活用した一括購入としているが、情報機器の管理については、購入後は物品管理システムにより備品として管理しており、全庁統一した管理としている。 また、学校の統廃合等により異動等が生じた場合も、所要の手続きにより対応できるため、これに加えて、教育庁単位で情報機器のみを一元管理する必要性は薄いと考える。 警察本部においては情報管理課が、警察部局全体にわたって、代替や廃棄予定までを含めた全ての情報機器の一元管理を行っている。</p>	
<p>【意見】</p>	<p>(主務課 地域振興部情報企画課)</p>	
<p>イ セキュリティ上の視点</p>		
<p>(ア) パスワード設定について</p>		
<p>起動時のパスワード設定を徹底し、セキュリティ管理者は定期的にモニタリングをする必要がある。</p>	<p>平成21年10月から、パソコン起動時のパスワード入力が必要となるよう共通基盤システムを変更した。</p>	措置済み
<p>【指摘】</p>		
<p>(イ) 外部記憶媒体の管理について</p>		
<p>a 公用のパソコンに個人所有の外部記憶媒体を使用することは、情報の外部流出のリスクを高めることとなるため、禁止を徹底し、モニタリングを行う必要がある。【指摘】</p>	<p>個人所有の外部記憶媒体の使用については、指摘を踏まえ、通知文書や所属長会議などを通じて県の情報セキュリティポリシーの規定を遵守するよう指導しているところであり、今後とも引き続き指導を徹底していく。</p>	措置済み
<p>b 外部記憶媒体は、小型で高性能で、比較的安価であり、情</p>	<p>平成22年4月に策定した「情報システム利用者実施手順」において、外部記憶</p>	措置済み

<p>報を保存するには便利であるが、情報漏えいが生じるリスクが高いことから、管理を徹底し、情報セキュリティ管理者による定期的なモニタリングを行う必要がある。【指摘】</p>	<p>媒体は「外部記憶媒体管理表」に記載して定期的に現物と照合を行うよう規定したところであり、今後、指導を徹底していく。</p>	
<p>(ウ) ウイルス対策ソフトの導入 インターネットに接続していないパソコンについても、重要度・機密度の高いデータを扱う場合には、ウイルス対策ソフトの導入を行う必要がある。【指摘】</p>	<p>インターネットに接続していないパソコンについては、ウイルス対策ソフトを導入してもオンラインでのパターンファイルの更新ができず効果が薄いと考えられるため、使用する外部記憶媒体について、事前にインターネットに接続されているパソコンでウイルスチェックを行うことを徹底するよう指導した。</p>	措置済み
<p>ウ パソコン管理の問題点</p>		
<p>(ア) 合規性の観点から情報機器の実査の結果</p>		
<p>a 物品管理データについて (a) 「使用者名」欄</p>	<p>(主務課 会計管理局物品管理課)</p>	
<p>物品規則に従い、使用者責任を明確にして、真の使用者を記載する必要がある。 【指摘】</p>	<p>使用者名の記載については、平成20年10月6日付け文書により指導してきたところであり、研修会及び物品会計検査において、徹底を図っている。</p>	措置済み
<p>(b) 「現況区分」欄 実態を適正に記載する必要がある。【指摘】</p>	<p>平成21年3月のシステム改修により、現況区分に「保管中」を追加し、実態にあった区分を入力するよう指導を行っている。</p>	措置済み
<p>(c) 「金額」欄 金額を適切に記載する必要がある。【指摘】</p>	<p>金額欄の記載については、平成20年10月6日付け文書により指導してきたところであり、研修会及び物品会計検査において、徹底を図っている。 (主務課 会計管理局物品管理課)</p>	措置済み
<p>b 物品管理について (a) 物品標示票の貼付がされていないものがある。【指摘】</p>	<p>物品会計事務職員研修において、指導してきたところであり、物品会計検査において、指導の強化徹底を図っている。</p>	措置済み
<p>(b) 物品標示票の記載内容が十分でなく、解読不能なものがある。【指摘】</p>	<p>物品会計事務職員研修において、指導してきたところであり、物品会計検査において、指導の強化徹底を図っている。</p>	措置済み
<p>c パソコンの処分 ハードディスク内のデータの消去ソフトを使用してデータを消した上で返還している所属がある一方、データを消去しない状態で返還している所属もあり、対応に統一がない。物品管理課ではパソコン本体のハードディスクをせん孔して廃棄している</p>	<p>平成21年度から、パソコンの返納を行う場合は、情報企画課の示した手順により、ハードディスクの完全消去を行うよう取扱いを定めた。</p>	措置済み

<p>ため情報の流出リスクは小さいが、返還から物的破壊までの間にデータ流出のリスクは残るものと考えられる。【意見】</p>		
<p>(イ) 情報機器に特化した管理について</p> <p>a パソコン等の情報機器には、一般の他の物品とは異なり、県民の個人情報を含めた種々の行政運営情報が蓄積されており、情報の漏えいは、県民生活及び行政運営に大きく影響を及ぼすことから、全庁的に統一した管理規定を定める必要がある。</p> <p>【意見】</p>	<p>特別な管理規定の必要性等について、制度所管課と協議しながら検討する。</p>	<p>改善途中</p>
<p>b パソコン等の情報機器を廃棄する際のデータ消去の方法・手順等を定め、統一した廃棄管理を行う必要がある。【意見】</p>	<p>平成22年4月に策定した「情報セキュリティ標準実施手順」の中で記載しており、今後、実施を指導していく。なお、平成21年度の返納については、具体的な消去ソフトの使用方法を示した通知を行った。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(ウ) オペレーションシステム(OS)の管理</p> <p>OSの変更管理を適切に行うため、OS台帳を作成する必要がある。【意見】</p>	<p>(主務課 地域振興部情報企画課)</p> <p>パソコンのOSを変更することは少なく、専用の台帳の必要性は低いと考えているため、変更履歴については既存のパソコン管理台帳に記載することとした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>エ 物品管理台帳の金額記載の適正化</p> <p>将来的に複式簿記の導入による公会計が整備されるに当たっては、管理する備品の金額が入っていない備品管理データでは活用できない可能性がある。については、物品管理データには、常に正しい情報を記載する必要性が求められる。【意見】</p>	<p>(主務課 会計管理局物品管理課)</p> <p>金額欄の記載については、平成19年12月7日付け文書により指導してきたところであり、研修会及び物品会計検査において、徹底を図っている。</p>	<p>措置済み</p>
<p>オ 公会計の発生主義への対応上の問題点</p> <p>今後の公会計の発生主義への対応という観点から、物品管理システムの運用の適正化を図る必要がある。</p> <p>現在の備品分類表は詳細に分類がされており、当該システムへの入力及び管理が効率的でないと考えられる。将来の公会計の発生主義（減価償却）、複式簿記を採用するに当たって、例えば「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）も参考にして分類の見直しを検討する必要がある。</p> <p>【意見】</p>	<p>(主務課 会計管理局物品管理課)</p> <p>物品管理システム上では、現行分類を用いて備品の検索を行う仕組みであり、有用に活用されている。今後、公会計の発生主義（減価償却）、複式簿記を採用する場合は、見直しを行うこととした。</p>	<p>措置済み</p>

(2) 個別的事項（本庁）		
ア 税務課	（主務課 総務部税務課）	
(ア) 備品管理データの金額が正しく記載されていないものがあつた。	指摘後直ちに、備品管理データの金額を訂正した。	措置済み
【指摘】	指摘後直ちに、備品管理データの使用者を実際の使用者に訂正した。	措置済み
(イ) 備品管理データの使用者と実際の使用者とが異なっているものがあつた。【指摘】	指摘後直ちに、備品管理データの使用者を実際の使用者に訂正した。	措置済み
(ウ) 物品標示票が貼付されていないものがあつた。【指摘】	指摘後直ちに、物品表示票を貼付した。	措置済み
(エ) 物品標示票が判読できないものがあつた。【指摘】	指摘後直ちに、記載内容が判読できるよう、明瞭に表示した。	措置済み
イ 防災危機管理課	（主務課 総務部防災危機管理課）	
(ア) ネットワークシステム一式で調達した専用パソコンが個別に登録されていないがあつた。【指摘】	指摘後直ちに、備品管理データに登録した。	措置済み
(イ) 備品管理データの使用者と実際の使用者とが異なっているものがあつた。【指摘】	指摘後直ちに、備品管理データの使用者を実際の使用者に訂正した。	措置済み
(ウ) 使用されていないパソコンを備品管理データの現況区分を「使用中」として管理されているものがあつた。【指摘】	平成21年3月に、備品管理データの現況区分を「保管中」に訂正した。	措置済み
ウ 市町課	（主務課 地域振興部市町課）	
(ア) 備品管理データの金額が正しく記載されていないものがあつた。	指摘後直ちに、備品管理データの金額を訂正した。	措置済み
【指摘】	指摘後直ちに、物品標示票を貼付した。	措置済み
(イ) 物品標示票が貼付されていないものがあつた。【指摘】	指摘後直ちに、物品標示票を貼付した。	措置済み
エ 情報企画課	（主務課 地域振興部情報企画課）	
(ア) 備品管理データの金額が正しく記載されていないものがあつた。	指摘後直ちに、備品管理データの金額を訂正した。	措置済み
【指摘】	指摘後直ちに、所在確認した。	措置済み
(イ) 所在不明のパソコン及び周辺機器があつた。【指摘】	指摘後直ちに、所在確認した。	措置済み
(ウ) ソフトウェアについて、所在不明なもの及び物品標示票が貼付されていないものがあつた。【指摘】	指摘後直ちに、所在確認し、物品標示票を貼付した。	措置済み
(エ) 総合行政ネットワークサービス I Cカード読み取り機及び I Cカードに、物品標示票が貼付されていないものがあつた。【指摘】	指摘後直ちに、物品標示票を貼付した。	措置済み
オ 厚政課	（主務課 健康福祉部厚政課）	
(ア) 備品管理データの金額に記載のないものがあつた。【指摘】	指摘後直ちに、備品管理データの金額を記載した。	措置済み
(イ) 物品標示票が判読できないものがあつた。【指摘】	指摘後直ちに、記載内容が判読できるよう、明瞭に表示した。	措置済み
(ウ) 使用されている端末機が備品管理データに入力されていないものがあつた。【指摘】	指摘後直ちに、課内すべての端末機を確認の上、備品管理データに入力した。	措置済み

(エ) 備品管理データの使用者と実際の使用者とが異なっているものがあつた。【指摘】	指摘後直ちに、備品管理データの使用者を実際の使用者に訂正した。	措置済み
カ 医務保険課	(主務課 健康福祉部医務保険課)	
(ア) 備品管理データの金額に記載のないものがあつた。【指摘】	指摘後直ちに、備品管理データの金額を記載した。	措置済み
キ 技術管理課	(主務課 土木建築部技術管理課)	
(ア) 山口県土木設計積算システムサーバーと電子入札システムサーバーがN P Yビルに設置されているが、備品管理データの入力を行っていないがあつた。【指摘】	指摘後直ちに、備品管理データに登録した。	措置済み
(イ) 備品管理データの使用者と実際の使用者と異なっているものがあつた。【指摘】	指摘後直ちに、備品管理データの使用者を実際の使用者に訂正した。	措置済み
(ウ) 物品標示票の番号が備品管理データの番号と異なっているものがあつた。【指摘】	指摘後直ちに、備品管理データと現物の照合を行い修正した。	措置済み
(エ) 返納したパソコンの備品管理データが削除されていないものがあつた。【指摘】	指摘後直ちに、備品管理データを整理した。	措置済み
(オ) パソコンの起動時にパスワードを設定していない者がいた。【指摘】	指摘後直ちに、パスワードを設定した。また、平成21年10月から共通基盤システムが変更されたことに伴い、パスワード設定が必須となった。	措置済み
ク 河川課	(主務課 土木建築部河川課)	
(ア) パソコンの起動時にパスワードを設定していない者がいた。【指摘】	指摘後直ちに、パスワードを設定した。また、平成21年10月から共通基盤システムが変更されたことに伴い、パスワード設定が必須となった。	措置済み
ケ 会計課	(主務課 会計管理局会計課)	
(ア) 使用されていないパソコンが現況区分を使用中として管理しているものがあつた。【指摘】	指摘後直ちに、全てのパソコンの使用状況を確認し、現況区分を訂正した。	措置済み
(イ) パソコンの処分にあたり、ハードディスク内のデータを消去することなく、物品管理課に返納が行われているものがあつた。【指摘】	指摘後は、ハードディスク内のデータを消去ソフトにより消去した上で、物品管理課に返納することとした。	措置済み
(ウ) パソコンの起動時にパスワードを設定していない者がいた。【指摘】	指摘後直ちに、パスワードを設定した。また、平成21年10月から共通基盤システムが変更されたことに伴い、パスワード設定が必須となった。	措置済み
コ 物品管理課	(主務課 会計管理局物品管理課)	
(ア) 備品管理データの金額に記載のないものがあつた。【指摘】	再取得価格の入力作業は既に実施済みである。	措置済み
サ 教育政策課	(主務課 教育庁教育政策課)	
(ア) 使用されていないパソコンを備品管理データの現況区分を使用中として管理しているものがあつた。【指摘】	平成21年3月に、備品管理データの現況区分を「保管中」に訂正した。	措置済み

(イ) 備品管理データ上の使用者と実際の使用者とが異なっているものがあつた。【指摘】	指摘後直ちに、備品管理データの使用者を実際の使用者に訂正した。	措置済み
(ウ) パソコンの起動時にパスワードを設定していない者がいた。【指摘】	指摘後直ちに、パスワードを設定した。また、平成21年10月から共通基盤システムが変更されたことに伴い、パスワード設定が必須となった。	措置済み
(エ) 保管転換したパソコンの備品管理データが整理されていないものがあつた。【指摘】	指摘後直ちに、備品管理データを整理した。	措置済み
(オ) パソコンの処分にあたり、ハードディスク内のデータを消去することなく、物品管理課に返納されているものがあつた。【指摘】	指摘後は、ハードディスク内のデータを情報企画課の示した手順により確実に消去した上で、物品管理課に返納することとした。	措置済み
シ 義務教育課	(主務課 教育庁義務教育課)	
(ア) 備品管理データの使用者と実際の使用者とが異なっているものがあつた。【指摘】	指摘後直ちに、備品管理データの使用者を実際の使用者に訂正した。	措置済み
ス 高校教育課	(主務課 教育庁高校教育課)	
(ア) 物品標示票が判読できないものがあつた。【指摘】	指摘後直ちに、物品標示票を貼り替えた。	措置済み
(イ) 備品管理データの使用者と実際の使用者とが異なっているものがあつた。【指摘】	指摘後直ちに、備品管理データの使用者を実際の使用者に訂正した。	措置済み
(ウ) パソコンの起動時にパスワードを設定していない者がいた。【指摘】	指摘後直ちに、パスワードを設定した。また、平成21年10月から共通基盤システムが変更されたことに伴い、パスワード設定が必須となった。	措置済み
(エ) パソコンの処分にあたり、ハードディスク内のデータを消去することなく、物品管理課に返納されているものがあつた。【指摘】	指摘後は、情報企画課の示した手順によりハードディスク内のデータを確実に消去した上で、物品管理課に返納することとした。	措置済み
セ 情報管理課	(主務課 警察本部情報管理課)	
(ア) 物品標示票が判読できないものがあつた。【指摘】	指摘後直ちに、記載内容が判読できるよう、明瞭に表示した。	措置済み
ソ 通信指令課	(主務課 警察本部通信指令課)	
(ア) 返納したパソコンの備品管理データが削除されていないものがあつた。【指摘】	返納物品の管理データから削除を実施した。	措置済み
(イ) 物品標示票が判読できないものがあつた。【指摘】	記載内容が判別できるように、明瞭に表示した。	措置済み
(ウ) 使用されていないパソコンを備品管理データの現況区分を使用中として管理しているものがあつた。【指摘】	平成21年3月に、備品管理データの現況区分を「保管中」に訂正した。	措置済み
(エ) ネットワークシステム一式で調達したパソコンが個別に登録されていないがあつた。【指摘】	整備先別に区分し管理することとした。	措置済み
(3) 個別的事項 (出先機関)		
ア 山口県税事務所	(主務課 総務部税務課)	

<p>(ア) 備品管理データの使用者と実際の使用者とが異なっているものがあった。【指摘】</p>	<p>指摘後直ちに備品管理データの使用者を実際の使用者に訂正した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(イ) 使用されていないパソコンを備品管理データの現況区分を使用中として管理しているものがあった。【指摘】</p>	<p>指摘後直ちに、使用状況を確認し、備品管理データの現況区分を訂正した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>イ 宇部県税事務所</p>	<p>(主務課 総務部税務課)</p>	
<p>(ア) 備品管理データの金額が正しく記載されていないものがあった。【指摘】</p>	<p>指摘後直ちに、備品管理データの金額を訂正した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(イ) パソコンの処分にあたり、ハードディスク内のデータを消去専用ソフトで消去したとしているが、その記録が残されていなかった。【指摘】</p>	<p>指摘後は、消去年月日、実施者等を記載した「パソコン機器確認表」を作成し、決裁を受けた後、本体に添付することとした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>ウ 周南健康福祉センター</p>	<p>(主務課 健康福祉部厚政課)</p>	
<p>(ア) 備品管理データの使用者と実際の使用者とが異なっているものがあった。【指摘】</p>	<p>指摘後直ちに、備品管理データの使用者を実際の使用者に訂正した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(イ) 使用されていないパソコンを備品管理データの現況区分を使用中として管理しているものがあった。【指摘】</p>	<p>平成21年3月に、備品管理データの現況区分を「保管中」に訂正した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(ウ) 物品標示票が判読できないものがあった。【指摘】</p>	<p>指摘後直ちに、記載内容が判読できるよう、明瞭に表示した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>エ 宇部健康福祉センター</p>	<p>(主務課 健康福祉部厚政課)</p>	
<p>(ア) 使用されていないパソコンを備品管理データの現況区分を使用中として管理しているものがあった。【指摘】</p>	<p>平成21年3月に、備品管理データの現況区分を「保管中」に訂正した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(イ) 備品管理データの金額が正しく記載されていないものがあった。【指摘】</p>	<p>指摘後直ちに、備品管理データを正しい金額に訂正した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(ウ) 備品管理データに登録されていないものがあった。【指摘】</p>	<p>指摘後直ちに、備品管理データに登録した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>オ 山口農林事務所</p>	<p>(主務課 農林水産部農林水産政策課)</p>	
<p>(ア) 備品管理データの使用者と実際の使用者とが異なっているものがあった。【指摘】</p>	<p>指摘後直ちに、備品管理データと実際の使用者の照合を行い、データを修正した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(イ) 使用されていないパソコンを備品管理データの現況区分を使用中として管理しているものがあった。【指摘】</p>	<p>指摘後直ちに、備品管理データと現物の照合を行い、データを修正した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(ウ) 物品標示票が判読できないものがあった。【指摘】</p>	<p>指摘後直ちに、記載内容が判読できるよう、明瞭に表示した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(エ) 物品標示票の番号と備品管理データの番号とが異なっているものがあった。【指摘】</p>	<p>指摘後直ちに、備品管理データと現物の照合を行い、番号が異なったものについては修正した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>カ 下関農林事務所</p>	<p>(主務課 農林水産部農林水産政策課)</p>	

<p>(ア) 使用されていないパソコンを備品管理データの現況区分を使用中として管理しているものがあつた。</p>	<p>平成21年3月に、使用していないパソコンについては、備品管理データの現況区分を「保管中」に訂正した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>【指摘】</p>		
<p>(イ) 物品標示票が貼付されていないものがあつた。【指摘】</p>	<p>指摘後直ちに、物品表示票を貼付した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(ウ) 物品標示票が判読できないものがあつた。【指摘】</p>	<p>指摘後直ちに、判読できないものについて、新たに物品表示票を貼付した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(エ) パソコンの起動時にパスワードを設定していない者がいた。</p>	<p>指摘後直ちに、パスワードを設定した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>【指摘】</p>		
<p>(オ) パソコンの処分にあたり、ハードディスク内のデータについては、消去専用ソフトを用いて消去したとしているが、その記録が残されていないがあつた。【指摘】</p>	<p>指摘後は、パソコンの処分でデータ消去した際は、記録を残すこととした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>キ 岩国土木建築事務所</p>	<p>(主務課 土木建築部監理課)</p>	
<p>(ア) 使用されていないパソコンを備品管理データの現況区分を使用中として管理しているものがあつた。</p>	<p>平成21年3月に、使用の実態と合うように備品管理データの現況区分を訂正した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>【指摘】</p>		
<p>(イ) 備品管理データの使用者と実際の使用者とが異なっているものがあつた。【指摘】</p>	<p>指摘後直ちに、使用の実態と合うように備品管理データの使用者を訂正した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(ウ) 物品標示票が判読できないものがあつた。【指摘】</p>	<p>指摘後直ちに、新たな物品表示票を貼付した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>ク 山口土木建築事務所</p>	<p>(主務課 土木建築部監理課)</p>	
<p>(ア) 備品管理データの使用者と実際の使用者とが異なっているものがあつた。【指摘】</p>	<p>指摘後直ちに、備品管理データの使用者を実際の使用者に訂正した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(イ) 物品標示票が判読できないものがあつた。【指摘】</p>	<p>指摘後直ちに、新たな物品標示票を貼付した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(ウ) パソコンの起動時にパスワードを設定していない者がいた。</p>	<p>指摘後直ちに、パスワードを設定した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>【指摘】</p>		
<p>ケ 下関土木建築事務所</p>	<p>(主務課 土木建築部監理課)</p>	
<p>(ア) 使用されていないパソコンを備品管理データの現況区分を使用中として管理しているものがあつた。</p>	<p>平成21年3月に、使用の実態と合うように備品管理データの現況区分を訂正した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>【指摘】</p>		
<p>(イ) 物品標示票が貼付されていないものがあつた。【指摘】</p>	<p>指摘後直ちに、物品標示票を貼付した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(ウ) 備品管理データの使用者と実際の使用者とが異なっているものがあつた。【指摘】</p>	<p>指摘後直ちに、使用の実態に合うように備品管理データの使用者を訂正した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(エ) パソコンの起動時にパスワードを設定していない者がいた。</p>	<p>指摘後直ちに、パスワードを設定した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>【指摘】</p>		

<p>コ 田布施農業高等学校</p> <p>(ア) 備品管理データの使用者と実際の使用者とが異なっているものがあつた。【指摘】</p> <p>(イ) 物品標示票の番号が備品管理データの番号と異なっているものがあつた。【指摘】</p> <p>(ウ) 私用のパソコンを持ち込んでいる者がいた。【指摘】</p>	<p>設定が必須となつた。 (主務課 教育庁教育政策課)</p> <p>指摘後直ちに、備品管理データの使用者を実際の使用者に訂正した。</p> <p>指摘後直ちに、両方の番号を突合し、適正に訂正した。</p> <p>指摘後直ちに、私用パソコンの持ち込みを禁止した。</p>	<p>措置済み</p> <p>措置済み</p> <p>措置済み</p>
<p>サ 山口農業高等学校</p> <p>(ア) 備品管理データの使用者と実際の使用者とが異なっているものがあつた。【指摘】</p> <p>(イ) 物品標示票が貼付されていないものがあつた。【指摘】</p> <p>(ウ) 物品標示票が判読できないものがあつた。【指摘】</p> <p>(エ) 使用されていないパソコンを備品管理データの現況区分を使用中として管理しているものがあつた。【指摘】</p> <p>(オ) 備品管理データに登録していないものがあつた。【指摘】</p>	<p>(主務課 教育庁教育政策課)</p> <p>指摘後直ちに、備品管理データの使用者を実際の使用者に訂正した。</p> <p>指摘後直ちに、物品表示票を貼付した。</p> <p>指摘後直ちに、記載内容が判読できるよう、明瞭に表示した。</p> <p>平成21年3月に、備品管理データの現況区分を「保管中」に訂正した。</p> <p>指摘後直ちに、備品管理データに登録した。</p>	<p>措置済み</p> <p>措置済み</p> <p>措置済み</p> <p>措置済み</p> <p>措置済み</p>

平成19年度包括外部監査の結果に基づき措置した内容等について

第1 包括外部監査の特定事件

公の施設の管理及び指定管理者制度の運用状況について

第2 包括外部監査の結果に基づく措置

次のとおり

監 査 結 果	措 置 の 内 容	措置状況
<p>1 直営施設</p> <p>(2) 直営の各施設</p> <p style="padding-left: 2em;">シ 山口県若者就職支援センター ワンストップサービスを提供するためのコーディネート機能を果たす民間業者が現れたときには、指定管理者制度への移行を検討する必要がある。【意見】</p>	<p>(主務課 商工労働部労働政策課)</p> <p>平成22年4月1日から指定管理者制度を導入した。</p>	措置済み
<p>2 指定管理者制度導入施設</p> <p>(1) 全般</p> <p style="padding-left: 2em;">ア 指定管理者制度の管理事務に係る指摘事項及び意見</p> <p style="padding-left: 4em;">(ア) 指定管理料総額のコスト削減について</p> <p style="padding-left: 6em;">c 情報開示の充実等</p> <p style="padding-left: 8em;">今後の指定管理者制度の導入や再指定に向けて、施設の現状の運営状況と課題等の情報開示を継続すること、また、より一層充実させることが必要である。【意見】</p>	<p>(主務課 総務部人事課)</p> <p>毎年度のモニタリング結果の概要を県のホームページで公表しており、施設の情報開示を継続している。</p> <p>また、モニタリングの項目を増やすことにより、情報開示のより一層の充実を図った。</p>	措置済み
<p>(2) 指定管理者制度導入各施設</p> <p style="padding-left: 2em;">ア 山口県みほり学園</p> <p style="padding-left: 4em;">(イ) 指定管理者の管理に係る出納その他の事務</p> <p style="padding-left: 6em;">a その他支出関係</p> <p style="padding-left: 8em;">みほり分校と共同で使用している施設の維持管理費用は、みほり学園が全て負担しており、みほり分校には按分等による負担を求めている。みほり分校の費用負担の検討が必要である。【指摘】</p>	<p>(主務課 健康福祉部こども未来課)</p> <p>従前より、みほり分校は使用時間による按分や子メーターにより、光熱水費の応分負担を行っている。</p> <p>共有の職員室部分についても、平成22年度から応分負担を行うこととした。</p>	措置済み
<p style="padding-left: 2em;">シ 山口県立きらら浜自然観察公園</p> <p style="padding-left: 4em;">(イ) 指定管理者の管理に係る出納その他の事務</p>	<p>(主務課 環境生活部自然保護課)</p>	

<p>c 施設等関係</p> <p>指定管理者が指定管理料で調達した備品のなかに、水中ポンプが2台あるが、耐用年数は15年である。指定期間に比して著しく長い耐用年数になっている。指定管理料により調達した備品で、耐用年数が指定管理期間を超えるものについては、例えば、次の指定管理者が残存価格で引き継ぐことができるとするなど、応分の負担においてかつ、指定管理業務の円滑な移行が可能となる仕組みを検討することが必要と思われる。【意見】</p>	<p>当該備品については、平成21年度に指定管理者から県に寄附された。また、これ以外で、指定管理者が調達した備品で、指定期間よりも耐用年数が高い備品についても、県に寄附の手続きが行われ、県の備品となったことから、指定管理業務の円滑な移行が可能となった。</p> <p>次期指定管理者の指定の際には、指定管理料で調達した備品が、指定期間よりも著しく長い場合は、同様の取扱いとすることを協定書に盛り込むこととする。</p>	<p>措置済み</p>
<p>ス 山口県営住宅</p> <p>(7) 指定管理者制度の管理事務</p> <p>d 指定管理者の自助努力によりコスト削減が生じた結果発生した剰余金の一部については、指定管理者に配分できるルールを検討する必要がある。【意見】</p>	<p>(主務課 土木建築部住宅課)</p> <p>精算方式の見直しについては、平成22年度から修繕費の一部（事前に額の把握が困難な緊急的な修繕経費）を除き、精算を行わないこととした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(2) 指定管理者制度導入各施設</p> <p>タ 山口県大島青年の家</p> <p>(1) 指定管理者制度の管理事務</p> <p>青年の家は健全な青少年を育成するために設置されており、県と指定管理者は、設置目的との関連で満25歳を超える利用者についてどのように整理するか協議し、検討する必要がある。【意見】</p>	<p>(主務課 教育庁社会教育・文化財課)</p> <p>従来から、管理運営規程に明示されていない26歳以上の利用者については、規程第2条中「他所長が認めた者」の取り扱いにおいて、可能な限り許可するよう運営してきた。</p> <p>しかしながら、近年の少子化等による利用の減少に対して、効率的な施設の利用及び利用者の増加を図るため、適正な研修計画を持った団体であれば、規程に明記されていない者でも幅広く積極的に受け入れていくこととした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(1) 指定管理者の管理に係る出納その他の事務</p> <p>b 契約関係</p> <p>(a) 契約事務において、予算執行伺など稟議書、見積書が整備されていなかった。【指摘】</p> <p>(b) 経理規程や決裁権限規定なども整備されていなかった。【指摘】</p>	<p>監査等を実施し、稟議書、見積書と経理規程等の整備指導を行い、契約事務の手続について適正化した。</p> <p>同上</p>	<p>措置済み</p> <p>措置済み</p>
<p>f その他</p> <p>(a) 指定管理の事業年度と法人の事業年度に1か月の相違があることにより、税金の会計処理に困難が生じることもあ</p>	<p>現在、4月に県への業務報告、5月に理事会による決算承認を得て、6月に税務署への確定申告という流れで業務を行っており、事業年度を1か月ずらすこと</p>	<p>措置済み</p>

<p>り、会計上の扱いについて県との打合せが必要である。 【意見】</p>	<p>により、事務の効率化を図っている。 なお、税金の会計処理については、支障は生じていないことから、県と指定管理者で協議した結果、現行どおり4月末決算で会計処理を行うこととした。</p>	
<p>(b) 実態に合わせた会計上の科目に変更する必要がある。 【意見】</p>	<p>包括外部監査後、見直しを行い、法人の会計を実態に合わせた科目(県の科目)に変更を行った。 (主務課 教育庁社会教育・文化財課)</p>	措置済み
<p>チ 山口県光青年の家 (7) 指定管理者制度の管理事務 e 青年の家は健全な青少年を育成するために設置されており、県と指定管理者は、設置目的との関連で満25歳を超える利用者についてどのように整理するか協議し、検討する必要がある。 【意見】</p>	<p>従来から、管理運営規程に明示されていない26歳以上の利用者については、規程第2条中「他所長が認めた者」の取り扱いにおいて、可能な限り許可するよう運営してきた。 しかしながら、近年の少子化等による利用の減少に対して、効率的な施設の利用及び利用者の増加を図るため、適正な研修計画を持った団体であれば規程に明記されていない者でも幅広く積極的に受け入れていくこととした。</p>	措置済み
<p>(イ) 指定管理者の管理に係る出納その他の事務 耐用年数が5年を超える備品を調達している。指定管理料により調達した備品で、耐用年数が指定管理期間を超えるものについては、例えば、次の指定管理者が残存価格で引き継ぐことができるとするなど、応分の負担において、かつ、指定管理業務の円滑な移行が可能となる仕組みを検討することが必要と思われる。【意見】</p>	<p>県と指定管理者で協議した結果、指定管理料により、耐用年数が指定管理期間を超える備品を調達した場合は、次期指定管理者が指定管理料を調整する方法により残存価格で引き継ぐことができるよう、県への寄附手続きを行い、物品使用貸借契約を締結することとした。 (主務課 教育庁社会教育・文化財課)</p>	措置済み
<p>ツ 山口県油谷青年の家 (7) 指定管理者制度の管理事務 c 青年の家は健全な青少年を育成するために設置されており、県と指定管理者は、設置目的との関連で満25歳を超える利用者についてどのように整理するか協議し、検討する必要がある。 【意見】</p>	<p>従来から、管理運営規程に明示されていない26歳以上の利用者については、規程第2条中「他所長が認めた者」の取り扱いにおいて、可能な限り許可するよう運営してきた。 しかしながら、近年の少子化等による利用の減少に対して、効率的な施設の利用及び利用者の増加を図るため、適正な研修計画を持った団体であれば規程に明記されていない者でも幅広く積極的に受け入れていくこととした。</p>	措置済み
<p>(7) 指定管理者制度の管理事務 c 施設等関係 (c) 耐用年数が5年を超える備品を調達している。指定管理料により調達した備品で、耐</p>	<p>県と指定管理者で協議した結果、指定管理料により、耐用年数が指定管理期間を超える備品を調達した場合は、次期指</p>	措置済み

<p>用年数が指定管理期間を超えるものについては、例えば、次の指定管理者が残存価格で引き継ぐことができるとするなど、応分の負担において、かつ、指定管理業務の円滑な移行が可能となる仕組みを検討することが必要と思われる。</p> <p>【意見】</p> <p>ト 21世紀の森施設</p> <p>(ア) 指定管理者制度の管理事務</p> <p>f 一般社団法人に移行した有限責任中間法人は、新法の施行日の事業年度が終了した後、最初に招集される定時社員総会の集結の時までに、その名称に「一般社団法人」という文字を使用する旨の定款変更を行うことの指導が必要である。【意見】</p>	<p>定管理者が指定管理料を調整する方法により残存価格で引き継ぐことができるよう、県への寄附手続きを行い、物品使用貸借契約を締結することとした。</p> <p>(主務課 農林水産部森林企画課)</p> <p>平成21年6月に一般社団法人に移行し、適切に定款変更を行った。</p>	<p>措置済み</p>
--	---	-------------

平成18年度包括外部監査の結果に基づき措置した内容等について

(その1)

- 第1 包括外部監査の特定事件
試験研究機関の財務事務
- 第2 包括外部監査の結果に基づく措置
次のとおり

監 査 結 果	措 置 の 内 容	措置状況
<p>1 試験研究機関全般</p> <p>(3) 重要機器の付保について（リスクマネジメントの観点）</p> <p>一定金額及び一定の使用期間の見込まれる機器については、リスクマネジメントの観点から保険を付保する基準を定めることを検討すべきではないかと思われる。【意見】</p>	<p>検討の結果、環境保健センター及び農林総合技術センターについては、高額な機器に保険を付保している産業技術センターとは異なり、外部への機器開放が想定されないこと、保険料がきわめて高額になることが想定されることから、付保は行わないこととした。</p> <p>なお、重要機器については、メーカーと保守管理契約を締結し、定期及び臨時の保守点検を行うことで安定して稼働するよう、措置を行っている。</p> <p>水産研究センターについては、所管する船舶の運航に伴う不慮の事故により、他船や第三者に対する賠償責任が生じる可能性があることから、平成20年度より漁船保険に加入することとした。</p>	措置済み
<p>(7) 研究データのセキュリティ管理</p> <p>ア セキュリティ基準について</p> <p>研究データの消失リスク及び漏出リスク等を低減させるためには、セキュリティの具体的な基準を定め、目標とすべきセキュリティ水準に向けて管理する必要がある。【意見】</p>	<p>産業技術センターは、平成21年4月から地方独立行政法人となり、平成22年3月に法人独自のセキュリティポリシーを策定し、データ管理の基本方針・対策基準を具体的に定めた。</p> <p>農林総合技術センターにおいては、平成21年度に「研究データのセキュリティ管理に関する規程」を策定し、研究データのセキュリティ管理の徹底を図っている。</p>	措置済み
<p>イ 研究データの消失リスク</p> <p>研究データの消失リスクを軽減するため、バックアップファイルの取得方法を手順書として作成し、関係者に周知するか、あるいはチェック</p>	<p>(主務課 農林水産部農林水産政策課)</p> <p>農林総合技術センターにおいては、平成21年度に「研究データのセキュリティ管理に関する規程」を策定し、研究データのバックアップ体制について定めた。</p>	措置済み

<p>リストを作成して、セキュリティ意識を高める工夫をする必要がある。</p>		
<p>【意見】</p>		
<p>ウ 研究データの漏出リスク</p>	<p>(主務課 農林水産部農林水産政策課)</p>	<p>措置済み</p>
<p>研究データの漏出リスクを軽減するためには、USBメモリ、MO等の外部記録媒体の台帳管理を行い、定期的に棚卸しを行う必要がある。</p>	<p>農林総合技術センターにおいては、平成21年度に「研究データのセキュリティ管理に関する規程」を策定し、外部記録媒体の管理体制等について定めた。</p>	
<p>【意見】</p>		
<p>エ パスワードの設定及び変更</p>	<p>(主務課 農林水産部農林水産政策課)</p>	<p>措置済み</p>
<p>パスワード変更について特に定めがない。定期的にパスワードを変更することを定め、文書化することを検討する必要がある。【意見】</p>	<p>農林総合技術センターにおいては、平成21年度に「研究データのセキュリティ管理に関する規程」を策定し、パスワードの設定基準や更新間隔等について定めた。</p>	
<p>【意見】</p>		
<p>オ 研究データの機密度設定</p>	<p>(主務課 農林水産部農林水産政策課)</p>	<p>措置済み</p>
<p>紙ベースの書類や、電子データ、機密度の設定、管理の方法を示した方針・規定等を作成する必要がある。【意見】</p>	<p>農林総合技術センターにおいては、平成21年度に「研究データのセキュリティ管理に関する規程」を策定し、研究データの機密度の設定、管理方法等について定めた。</p>	
<p>【意見】</p>		
<p>(8) 組織及び運営に関する意見</p>		
<p>ア 試験研究機関の組織の在り方の検討について</p>		
<p>(ア) 機関評価</p>	<p>(主務課 商工労働部新産業振興課)</p>	<p>措置済み</p>
<p>機関評価により、各試験研究機関が抱える課題を抽出し、改善策を検討する。この改善策が試験研究機関全般に係る改善事項か、単独の試験研究機関に係る改善事項か分析等に活用すべきである。</p>	<p>産業技術センターは、平成21年4月1日から地方独立行政法人となった。法に基づき、県の附属機関である地方独立行政法人山口県産業技術センター評価委員会が、業務実績について毎年度評価を行うとともに、要改善事項について勧告することとなっている。</p>	
<p>【意見】</p>		
<p>(イ) 地方独立行政法人制度導入の検討</p>		
<p>b この目標管理型の組織運営の</p>	<p>産業技術センターについては、平成21</p>	<p>措置済み</p>
<p>メリットが生かされるためには、事業が事後的に検証可能であることが必要であり、例えば定量評価手法が確立され運用される必要がある。また、定量評価法がなじまないということで定量評価法が確立されていない分野の試験研究機関においては、評価の客観性や検証可能な評価手法の研究が必要である。【意見】</p>	<p>年4月から地方独立行政法人となり、目標評価型の組織運営を行うこととなった。評価に当たっては、学識経験者等によって構成される評価委員会が、中期計画に掲げる数値目標の達成度や、定性的な目標の達成度について、客観的な視点で定量的に評価を行うこととした。環境保健センターについては平成20年度から、農林総合技術センター及び水産研究センターについては平成21年度から機関評価を実施し、実施事業に関する外部委員からの評価を受けるとともに、その結果を公表しており、今後もこうした客観的な視点からの事業の検証に努めて</p>	

<p>3 山口県産業技術センター</p>	<p>いく。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(7) 組織及び運営に関する意見</p>	<p>(主務課 商工労働部新産業振興課)</p>	
<p>ア 技術支援について</p>		
<p>(7) 依頼検査業務</p>	<p>平成21年4月からの地方独立行政法人化後、依頼試験及び機器開放業務に4人の非常勤職員を配置し、運営の効率化を図った。</p>	
<p>簡素で効率的な組織運営が求められる中で嘱託職員を配置することや、産業技術センターでしかできない依頼試験業務に特化し、試験業務の重点化・効率化を図ることは必要である。【意見】</p>	<p>また、法人の中期計画に「民間検査機関等との連携を強化し、適切な役割分担を行うことで、企業の利便性を維持しつつ、業務運営の効率化を図る。」という方針を掲げ、検査業務について地方独立行政法人化に併せて試験項目の見直しを行った。</p>	
<p>(7) 機器の開放</p>		
<p>b 利用のニーズがどの程度あるのか改めてアンケートを実施し、ニーズを把握し、また費用対効果を考慮し、土、日の機器の開放をするのかどうかの検討も必要である。【意見】</p>	<p>地方独立行政法人化前のアンケートで土日開放を望む企業は約15%（回答数256件）であった。法人の開放機器の使用料は県内企業支援サービスの向上の観点から低く抑えており、土日に職員が対応できるほどの収入はなく、費用対効果の面で法人財政運営の効率化の観点から逸脱する恐れもあることと職員の健康管理の面から、現時点では恒常的な土日開放は実施しない。</p>	<p>措置済み</p>
<p>ただし、法人の「開放機器利用規則」において、「理事長が特に必要と認めたときは、利用時間の延長又は利用時間以外の時間で利用ができる。」と規定しており、緊急のニーズには可能な限り対応する。</p>		
<p>オ 外部研究資金の導入による財源確保の観点について</p>		
<p>国の補助金が廃止される中で、外部研究資金の獲得に向けての基本方針を作成し、明文化の必要がある。【意見】</p>	<p>法人の中期計画（平成21年度～25年度）で、「研究開発に活用できる外部の競争的資金について積極的に情報収集を行うとともに、産学公連携・産産連携や他公設試との連携を促進し、企業支援に資する外部資金を積極的に獲得する。」という方針を掲げて、平成21年度に「地方独立行政法人山口県産業技術センター受託研究（国庫事業等）取扱要領」を策定した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>4 山口県農業試験場</p>	<p>(主務課 農林水産部農業振興課)</p>	
<p>(4) 公有財産管理</p>		

<p>ウ 未利用土地について</p> <p>(ウ) 美東原種農場分場長公舎は平成9年4月から、職員公舎のうち1棟は平成10年4月から、残り1棟は平成6年4月から未利用状態が続いており、今後も使用見込みがなく、処分を検討する必要がある。【意見】</p>	<p>分場長公舎1棟、職員公舎2棟については、平成22年3月に解体し、育苗施設として活用する。</p>	<p>措置済み</p>
<p>エ 人材育成による業務の品質確保・向上について</p> <p>(ア) 研究員の人材育成</p> <p>研究員の人材育成制度に関する基本方針を作成し、計画的に人材育成を実施する必要がある。【意見】</p>	<p>平成21年8月28日に策定した「山口県農林総合技術センター研究推進計画」の中で研究職員の育成方針を定めており、今後とも計画的な人材育成を実施していく。</p>	<p>措置済み</p>
<p>カ 分場について</p> <p>(ア) コスト面からの費用対効果の分析も必要である。そのためには、成果(効果)をどのような指標で測るかの調査研究が必要である。【意見】</p>	<p>平成21年度に外部委員による機関評価を実施し、農林総合技術センターの研究運営についても、費用対効果の分析も含めた評価を受けた。</p> <p>また、研究内容についても、内部職員で構成する専門部会における内部評価や外部委員における外部評価会議で審査を受けている。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(イ) 効率化の観点と、県の農業施策推進の観点の両面から分場の組織体制の在り方の検討が必要と思われる。【意見】</p>	<p>平成19年4月の農林総合技術センター発足に併せて、研究業務の効率化や農業施策推進の観点から、農業試験場の5分場を2分場と1駐在地に削減した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>キ 農業試験場の役割遂行について</p> <p>(ア) 品質・技術については、市場を経由した後は、その需要が県内か県外かのデータを示すものがなく、県民への浸透度・理解度に繋がるか把握することが困難な状況である。しかし、試験研究開発成果を県民に示せるデータの模索は必要である。【意見】</p>	<p>研究成果の活用事例について、広報誌、ホームページ、プレスリリース及び成果発表会等で紹介する取組を強化し、平成21年度から新たに開発技術の利用実態に係る追跡評価について、ホームページで公開することとした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(イ) 農業の多面的機能(公益的機能)の確保のためにどのような研究開発成果があるか、追跡評価の結果をホームページ等により広く県民に公表することにより、説明責任は果たしていく必要がある。その結果、県民の声を受入れ、農業試験場の業務等の在り方に反映させることも必要である。【意見】</p>	<p>研究成果については、従来からホームページ等で広く県民に公表していたが、平成21年度から、研究成果の利用状況等の追跡評価の結果についても公開することとした。</p> <p>また、平成19年度からホームページ内に農業・畜産・林業分野における研究課題の要望等を募集するコーナーを設け、県民からの意見を研究課題や業務に反映させることとした。</p>	<p>措置済み</p>

<p>5 山口県畜産試験場</p>	<p>(主務課 農林水産部畜産振興課)</p>	
<p>(6) 組織及び運営に関する意見</p>	<p>平成21年度完了課題に係る外部評価会議評価結果からホームページ上に公表することとし、平成22年2月に平成21年度の評価結果について公表を行った。</p>	<p>措置済み</p>
<p>ア 調査研究について</p>	<p>(ウ) 評価結果はホームページ等では公表していないが、試験研究の評価結果を広く県民に公表することを検討する必要がある。【意見】</p>	
<p>キ 人材育成による業務品質の確保・向上について</p>	<p>(ア) 研究・検査等の業務が高度化・細分化することへの対応 研究・検査等の業務が高度化・細分化することへの対応として、技術系職員の質を高めるため、人材育成の基本方針を明文化し、制度化を図る必要がある。【意見】</p>	<p>措置済み</p>
<p>6 山口県林業指導センター</p>	<p>(主務課 農林水産部森林企画課)</p>	
<p>(4) 公有財産管理</p>	<p>検討した結果、解体費用として170万円程度かかる見込みであり、現在の財政状況下では予算措置が困難と思料される。管理運営上これらの建物が支障を来たす状況にはないことから、当面現状のままとする。</p>	<p>措置済み</p>
<p>林木育種園管理事務所、林木育種園作業場他2棟は10年以上今後の利用計画もなく、公有財産規則第42条に従って取壊すことを検討する必要がある。【意見】</p>	<p>検討した結果、山地地形であることから用途が限られるため、森林として維持することとした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(7) 組織及び運営に関する意見</p>	<p>なお、間伐等の施業により、針広混交林に誘導し、景観上の問題が生じないよう配慮している。</p>	
<p>ウ 緑化種苗業務について</p>	<p>検討した結果、整枝・剪定、種子採取などの業務を一括受託可能な団体がないことから、当面は分離発注を継続する。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(ア) 材木育種事業</p>	<p>今後、一括受託できる団体の育成に取り組むとともに、林間放牧などの方法で管理の省力化に努める。</p>	
<p>a 放置された状態となるむつみ林木育種園場所の利用は現状では予定されていないが、景観の問題もあり、早急に有効利用の検討が必要である。【意見】</p>	<p>平成21年8月28日に策定した「山口県農林総合技術センター研究推進計画」の中で研究職員の育成方針を定めており、今後とも計画的な人材育成を実施していく。</p>	<p>措置済み</p>
<p>c 育種園の管理については、森林作業が行える地元業者に業務委託しているが、断幹・整枝・剪定などの作業については、種子採取と合わせ、整枝・剪定を行うなど省力的管理方法の検討を行う必要がある。【意見】</p>		
<p>オ 人材育成による業務品質の確保・向上について</p>	<p>今後は、人材育成の基本方針等を作成し、その方針に基づいて人材育成を計画的に進める必要がある。【意見】</p>	
<p>7 山口県水産研究センター</p>		

<p>(1) 歳出に関する財務事務 ア 海事職の出航等にかかる日額旅費に係る意見 日額旅費が支給されているが、出航は海事職員にとっては本来業務であり、また、海事職給料表が行政職給料表より高いのは、出航業務が考慮されていると考えると、別途日額旅費を支給することに合理的な理由があるのか疑問である。廃止について検討する必要がある。【意見】</p>	<p>(主務課 総務部人事課) 平成22年4月から廃止した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(3) 物品管理 オ 試験研究機器の導入方法について 機器の導入に当たり、購入かリースかなどの明文化された判断基準はない。コスト面でリースの方が必ずしも有利とはいえず、経済性の観点から検討が必要である。【意見】</p>	<p>(主務課 農林水産部水産振興課) 機器の導入に当たっては、予算・利用頻度・コスト面及び機器の特質性を検討し、購入かリースかを決定することとした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(5) 組織及び運営に関する意見 オ 外部研究資金の導入による財源確保について 外部研究資金の獲得は、研究のための財源確保の観点から積極的に取り組む必要があるが、そのためには、本来果たすべき試験研究業務が阻害されることのないように、外部研究資金導入に関する基本方針を定め、明文化して対応する必要がある。【意見】</p>	<p>(主務課 農林水産部水産振興課) 平成20年度に「山口県農林水産部試験研究機関における競争的資金等の運営及び管理に関する要綱」を策定した。また、試験研究の一環として行う受託試験研究事業について適正な事業実施を図るため、平成21年度に「山口県水産研究センター受託研究事業取扱要領」を策定した。</p>	<p>措置済み</p>

(そ の 2)

- 第1 包括外部監査の特定事件
人材養成・職業訓練機関の財務事務
第2 包括外部監査の結果に基づく措置
次のとおり

監 査 結 果	措 置 の 内 容	措置状況
<p>3 山口県立衛生看護学院 (4) 組織及び運営に関する意見 ウ 衛生看護学院の役割の遂行 (イ) 学生数の確保の観点から c 長期的には、高校における看護師養成のための5年一貫教育及び准看護師養成所における専攻科の設置の動向、また第二看護学科の学生の志願状況の推移などを注視し、第二看護学科の</p>	<p>(主務課 健康福祉部医務保険課) 本県看護職員の需給動向、学生の志望動向、他県の県立看護師養成所の状況などを踏まえ、検討を行った結果、衛生看護学院については、その役割や必要性が薄くなってきたため、平成24年度末をもって廃止することとした。</p>	<p>措置済み</p>

<p>在り方について検討の必要がある。【意見】</p> <p>(ウ) 看護教育の向上の観点</p> <p>a 教育能力、研究能力等の向上について、専任教員の段階別能力達成目標の作成と資質向上のための研修体系の構築が検討されているが、具体化が必要である。【意見】</p> <p>d 質の高い看護教育を実践し、優秀な看護職員を輩出することが基本的に重要なことであり、新規の就職先の開拓と指定校推薦制度（就職先が限定される）への対応の問題は慎重に検討していく必要がある。【意見】</p> <p>e 授業、実習の状況は「ヒヤリハット報告書」を作成し、教職員全体が情報を共有化し、指導に活用している。現在、ITの利用が進んでおり、将来的にはデータベース化して情報の収集・分析に活用し、指導を効果的、効率的に行うことを検討する必要がある。【意見】</p> <p>h 自己評価は現状は努力義務であるが、義務化に対応して段階的に評価項目を増やす等して、実施に向けて取り組む必要がある。また、看護師養成所としての社会的説明責任を果たす観点と学校のPRの観点からも評価結果の公表に向けて検討する必要がある。【意見】</p> <p>(エ) 今後の在り方について</p> <p>県は、急性期医療からターミナルケア・在宅医療に至るまでの看護等へのニーズに適切に対応できる看護職員の養成・確保の観点、また生徒の看護師養成所等への志望動向を注視し、さらに他県の県直営の養成所の在り方等の状況を分析し、看護師等養成所について今後の在り方を検討すべきである。将来的には衛生看護学院の学科の改編等の在り方を検討する必要がある。【意見】</p>	<p>国において、看護実践能力の強化を目的として看護教育カリキュラムが改正されたことを踏まえ、教育計画の見直しを行い、平成21年度入学者から適用している。</p> <p>衛生看護学院については平成24年度末を持って廃止することとなり、今後は萩看護学校において、この観点も考慮して看護教育の向上に努める。</p> <p>衛生看護学院については平成24年度末を持って廃止することとなり、今後は萩看護学校において、この観点も考慮して看護教育の向上に努める。</p> <p>衛生看護学院については平成24年度末を持って廃止することとなり、今後は萩看護学校において、この観点も考慮して看護教育の向上に努める。</p> <p>本県看護職員の需給動向、学生の志望動向、他県の県立看護師養成所の状況などを踏まえ、検討を行った結果、衛生看護学院については、その役割や必要性が薄くなってきたため、平成24年度末をもって廃止することとした。</p>	<p>措置済み</p> <p>措置済み</p> <p>措置済み</p> <p>措置済み</p> <p>措置済み</p>
<p>4 山口県立萩看護学校</p> <p>(5) 組織及び運営に関する意見</p>	<p>(主務課 健康福祉部医務保険課)</p>	

<p>ウ 萩看護学校の役割の遂行</p> <p>看護師養成所である萩看護学校は、優秀な看護職を養成し、地域社会（特に北浦地域）に供給する役割を担っているが、下記事項に留意し、看護職養成業務を効率的かつ効果的に行っていく必要がある。【意見】</p>	<p>学校見学会の開催、ホームページによる広報などのPRを行い、学生の確保に努めるとともに、平成21年度からのカリキュラム改正により実習を中心に指導内容の充実強化を図り、看護教育の質の向上に努めている。</p>	<p>措置済み</p>
---	---	-------------

平成17年度包括外部監査の結果に基づき措置した内容等について

(そ の 1)

- 第1 包括外部監査の特定事件
 県立高校の財務事務の執行及び財産の管理利用状況について
- 第2 包括外部監査の結果に基づく措置
 次のとおり

監 査 結 果	措 置 の 内 容	措置状況
<p>1 人件費関係</p> <p>(1) 教職員人件費について</p> <p style="padding-left: 20px;">イ 実績に基づいて計算・入力される人件費</p> <p style="padding-left: 20px;">(ア) 漁ろう手当について</p> <p style="padding-left: 40px;">漁ろう手当の支給根拠となる漁ろう作業に対する職務の危険性及び困難性等勤務状況に対する配慮は、海事職給料表及び給料の調整額に織り込まれていると考えられるので、漁ろう手当を別に支給する理由はなく、見直しの検討が必要である。【意見】</p> <p>2 委託料関係</p> <p>(1) 教職員の定期健康診断等</p> <p style="padding-left: 20px;">ア 教職員の定期健康診断の業務委託契約について</p> <p style="padding-left: 40px;">県教育委員会は、随意契約が続けられている原因である競争入札に適さない理由について、社会研究の変化による見直しや、対応を改善することなどによりその理由を解消することを検討し、業務委託に際して競争入札が可能な状況に変えていく必要があると考える。【意見】</p>	<p>(主務課 教育庁教職員課)</p> <p>平成22年度から、当該手当は廃止した。</p> <p>(主務課 教育庁教育政策課)</p> <p>競争入札の実施に向けて、社会情勢や他部局の状況を参考にしながら検討を進めた結果、定期健康診断業務については、平成22年度実施分から競争入札を行うこととした。</p>	<p>措置済み</p> <p>措置済み</p>

(そ の 2)

- 第1 包括外部監査の特定事件
 山口県立山口図書館、山口県文書館、山口県立山口博物館、山口県立美術館、山口県立萩美術館・浦上記念館に係る財務事務の執行及び管理運営について
- 第2 包括外部監査の結果に基づく措置
 次のとおり

監 査 結 果	措 置 の 内 容	措置状況

3 山口県立山口博物館

(主務課 教育庁社会教育・文化財課)

(1) 利用状況等

イ 県立山口博物館の活動にボランティアを受入れ、イベントの運営、広報活動等の支援を得ることは、間接的には入館者増につながるものと考えられることから、受入れを検討する必要がある。【意見】

従来から、天文分野で、個人のボランティアに対し、イベントの運営等について、必要に応じ協力を依頼することはあった。

措置済み

指摘を受けて、より積極的なボランティアの受け入れについて検討し、平成20年度から、動物の標本づくりについて、定期的にボランティアの協力をいただくこととした。

(3) 収蔵資料の受入

ア 寄贈

寄贈品の評価方法については、外部の第三者の鑑定の結果が書類で残されていないので、評価額が妥当かどうか確認することはできなかった。業者の調査した価格等確認できる資料を保存する必要がある。

今後、外部の第三者の鑑定を受ける場合には、鑑定結果を保存することとした。

措置済み

なお、寄贈は、評価額の高低で判断しておらず、学術的な見地から評価を行い、学術的価値の高いものを受け入れている。

【指摘】

寄贈品の評価を示す資料を保管すべきとの指摘の趣旨に基づき、今後は、寄贈品を受け入れる際に受け入れた理由（学術的評価）を明記することとした。

イ 寄託品について

(ウ) 寄託品について保険に付していない。受託に伴う管理責任があることから、防災等のリスクへの対応が十分か、他県の状況等を調査し検討する必要がある。【指摘】

他県には保険をかけている例はない。しかしながら、預かり品の管理上のリスク回避には何らかの方策は必要であるので、今後寄託品を受け入れる際には事故破損等のリスクについて県は責めを負わない旨の条件を付すこととした。

措置済み

(4) 収蔵品の現物管理

ウ 収蔵能力

収蔵スペースは限界に達している状況であり、今後、資料が増加すれば収蔵庫の確保が必要となる。寄託品について貸金庫代わりとも思えるようなものなどは返還するなど整理することも必要である。

寄託品の一部については返還を実施した。また、緊急雇用創出事業臨時特例基金を活用して、アルバイト等を雇用し、資料を整理することで収蔵スペースの確保に努めている。

措置済み

【指摘】

(11) 各施設に関連する意見

ア 館長の非常勤化の検討

施設を対外的に代表する「顔」として活動すべき館長は非常勤とし、館長を補佐する副館長は、事務方のトップとして常勤とすることを検討する必要がある。【意見】

平成22年度から館長を非常勤とした。

措置済み

4 山口県立美術館

(主務課 環境生活部文化振興課)

(3) 美術品の受入

イ 寄贈

<p>(イ) 平成16年度に基金により購入した香月泰男「アムール」60,000千円は県立美術館としての取得ではなく、基金所有によるものであり県立美術館の備品ではない。 【指摘】</p>	<p>香月泰男「アムール」については、県立美術館としての取得ではないので、備品台帳から削除した。 なお、基金からの買い戻しの準備が整い次第、受入手続きを進めることとする。</p>	<p>措置済み</p>
<p>ウ 寄託 (オ) 寄託品について保険に付していない。受託に伴う管理責任があることから、防災等のリスクへの対応が十分か、他県の状況等を調査し検討する必要がある。【指摘】</p>	<p>他県には保険をかけている例はない。しかしながら、預かり品の管理上のリスク回避には何らかの方策は必要であるので、今後寄託品を受け入れる際には事故破損等のリスクについて県は責めを負わない旨の条件を付すこととした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>5 山口県立萩美術館・浦上記念館</p>	<p>(主務課 環境生活部文化振興課)</p>	
<p>(5) 美術品の受入</p>		
<p>イ 寄託 (ウ) 寄託品について保険に付していない。受託に伴う管理責任があることから、防災等のリスクへの対応が十分か、他県の状況等を調査し検討する必要がある。【指摘】</p>	<p>他県には保険をかけている例はない。しかしながら、預かり品の管理上のリスク回避には何らかの方策は必要であるので、今後寄託品を受け入れる際には事故破損等のリスクについて県は責めを負わない旨の条件を付すこととした。</p>	<p>措置済み</p>

平成16年度包括外部監査の結果に基づき措置した内容等について

(その1)

- 第1 包括外部監査の特定事件
一般会計の補助金の財務の執行について
- 第2 包括外部監査の結果に基づく措置
次のとおり

監 査 結 果	措 置 の 内 容	措置状況
<p>2 個別事項</p> <p>(6) 観光交流課が所管する補助金 ウ 物産振興対策事業 (ウ) 補助金の大半は県派遣の専務理事の給料となっている。当該役員が県派遣者であることの必然性についての明快な回答は得られなかった。事業の内容から判断して、小売業のエキスパートに参画してもらう方が効果が上がるものと想定されるかどうか。【指摘】</p> <p>(8) 経営金融課が所管する補助金 ク 下請企業振興事業 (ア) 顧問弁護士等の謝金について実績報告書によると年間相談件数は2回である。このため、月額顧問料とせず、その都度の支払いを検討すべきである。【意見】</p>	<p>(主務課 地域振興部 観光交流課)</p> <p>専務理事について、県派遣からプロパーの役員に変更した。</p> <p>(主務課 商工労働部経営金融課)</p> <p>平成21年度より下請振興事業に係る事務費補助は廃止とした。</p>	<p>措置済み</p> <p>措置済み</p>

平成15年度包括外部監査の結果に基づき措置した内容等について

(その 1)

- 第1 包括外部監査の特定事件
 中央病院事業会計に係わる財務の事務の執行及び経営管理
 精神病院事業会計に係わる財務の事務の執行及び経営管理
- 第2 包括外部監査の結果に基づく措置
 次のとおり

監 査 結 果	措 置 の 内 容	措置状況
<p>1 中央病院事業会計について (現「総合医療センター事業会計」)</p> <p>(2) 監査結果個別事項</p> <p>ウ 支払命令の申し立てについては、一度も実行したことはないようであるが、これは正当に治療費を支払った者とそうでない者とは明らかに不公平である。</p> <p>【意見】</p>	<p>(主務課 健康福祉部医務保険課)</p> <p>県立病院医業未収金に係る支払督促マニュアルを作成し、平成21年4月から簡易裁判所へ支払督促の申立を実施している。</p>	措置済み
<p>2 精神病院事業会計について (現県立こころの医療センター事業会計)</p> <p>(2) 監査結果個別事項</p> <p>ロ 職員の検診料相当額がその他医業収益に計上されているが、中央病院では医業外収益で計上されている。同じ財務規定を適用している以上統一すべきである。【指摘】</p>	<p>(主務課 健康福祉部医務保険課)</p> <p>平成17年度より医業外収益で計上するよう改めた。</p>	措置済み

(その 3)

- 第1 包括外部監査の特定事件
 財政的援助団体等の財務事務及び事業の管理
- 第2 包括外部監査の結果に基づく措置
 次のとおり

監 査 結 果	措 置 の 内 容	措置状況
<p>2 山口県漁業信用基金協会</p> <p>(2) 個別事項</p> <p>オ その他の指摘事項</p> <p>(エ) 有形固定資産について</p> <p>b 除却について</p> <p>償却備品台帳に記載されている167件のうち、53件は使用されている。当該残存価格を資産として</p>	<p>(主務課 農林水産部 水産振興課)</p> <p>現行会計規程では減価償却済みであって固定資産に該当する取得価格が10万円以上のものについては、償却備品台帳の</p>	措置済み

<p>再計上すべきである。</p> <p>なお、償却備品台帳上は使用されているものと廃棄処分されたものとの区別がなされていない。今後は、使用が不可能になるなどの理由により、有姿除却とするなど、実際に廃棄処分しない限り除却処理をしないことを徹底する必要がある。【指摘】</p>	<p>有姿除却分して記載している。</p> <p>平成22年5月に会計規程を改正し、今後は、使用しないもの以外の除却処理は行わないこととした。</p>
---	---

